

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和6年12月9日（月）午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	松枝正浩君	副委員長	野村和人君
委員	藤田直仁君	委員	塩井川公子君
委員	山口仁美君	委員	宮田竜二君
委員	前島広紀君	委員	有村隆志君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 植山太介君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	有村和浩君	市民環境部長	石神幸裕君
子育て支援課長兼子どもセンター所長	村岡新一君	健康増進課長	鮫島真奈美君
農政畜産課長	有村浩君	市民活動推進課長	吉永利行君
スポーツ・文化振興課長	久木田勇君	子育て支援課主幹	小橋朋彦君
農政畜産課主幹	唐鎌賢一郎君	スポーツ・文化振興課主幹	川添哲弘君
スポーツ・文化振興課主幹	金丸哲郎君	健康増進課市立病院管理G長	宮原健介君
子育て支援課子ども・子育てCSサブリーダー	種子田真理子君	スポーツ・文化振興課施設管理CSサブリーダー	山下良太君
健康増進課市立病院管理G主査	堀内勝幸君	農政畜産課農林水産政策G主査	藤山健君
子育て支援課子ども・子育てCS主事	久木野謙君	子育て支援課子ども・子育てCS主事	森果奈美君
健康増進課市立病院管理G主事	下田稔君		

教育部長	上小園拓也君	教育部参事兼社会教育課長	赤塚孝平君
教育総務課長	林元義文君	学校給食課長	西溜和幸君
学校教育課長	山口良二君	国分図書館長	福永義二君
社会教育課長補佐	田上裕紀君	学校教育課長補佐	尾崎裕樹君
教育総務課主幹	山内太君	社会教育課主幹	井上寛昭君
学校教育課主幹	住吉康賢君	国分図書館主幹	飛松圭子君
教育総務課教育総務G長	川床智文君	学校給食課学校給食管理G長	塩川辰史君
学校給食課学校給食経理G長	和田純孝君		

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

霧島子どもの未来を守る会

岩元保代君

中村琴美君

山本里江君

久保田 さやか 君
本村 瑞穂 君
総合子ども育成事業団体with 会長 平原 裕子 君
島田 麻也子 君
園田 麻衣 君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 水 迫 由 貴 君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第 96号： 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 97号： 霧島市立学校施設使用条例及び霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 98号： 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 99号： 霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第100号： 霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

議案第102号： 霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第112号： 指定管理者の指定について（霧島市いきいき国分交流センター）

議案第113号： 指定管理者の指定について（サン・あもり、天降川地区共同利用施設）

議案第125号： 財産の取得について

議案第126号： 財産の取得について

議案第127号： 財産の取得について

陳情第 7号： 国の責任による学校給食無償化を早急に実現するよう求める意見書の提出を求める陳情書

陳情第 8号： もっと安心な学校給食推進に関する陳情書

（継続）陳情第 6号： 放課後児童健全育成事業に関する改善を求める陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 9時00分」

○委員長（松枝正浩君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る12月3日に本委員会に付託されました議案11件及び陳情2件並びに継続審査となっておりました陳情1件の審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

それではそのようにさせていただきます。

△ 陳情第7号 国の責任による学校給食無償化を早急に実現するよう求める意見書の提出を求める陳情書及び

△ 陳情第8号 もっと安心な学校給食推進に関する陳情書

○委員長（松枝正浩君）

まず、陳情第7号、国の責任による学校給食無償化を早急に実現するよう求める意見書の提出を求める陳情書及び陳情第8号、もっと安心な学校給食推進に関する陳情書について、審査をいたします。本日は陳情者である霧島子どもの未来を守る会の中村琴美様、岩元保代様、山本里江様、久保田さやか様、本村瑞穂様が出席をされております。陳情者の方に、議事の順序を申し上げます。はじめに、陳情者の方から陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に問一答でお答えをしていただきます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから起立して御発言ください。マイクはボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（中村琴美君）

国の責任による学校給食無償化を早急に実現するよう求める意見書の提出を求める陳情書について御説明いたします。まずは簡単に自己紹介をさせていただきます。本日は霧島子どもの未来を守る会の代表である岡元が所用により出席できなかったため、ともに活動しております中村琴美と申します。二児の母で管理栄養士でございます。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休憩 午前 9時03分」

「再開 午前 9時03分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。

○陳情者（中村琴美君）

失礼しました。それでは陳情書を読み上げにて陳情書の説明とさせていただきます。国の責任による学校給食の無償化を早急に実現するよう意見書を提出すること。陳情の理由・経緯等、昨今の社会情勢は長らく賃金が上がらない中で、急激な物価高騰が暮らしを直撃し、子育て世帯への経済的な負担軽減を求める声が高まっている。生活が苦しく食費を削らざるを得ないという切実な声もあり、子どもたちの生活や健やかな成長への深刻な影響が危惧されているところである。令和6年6月12日に文部科学省が公表したこども未来戦略方針を踏まえた学校給食に関する実態調査によると、令和5年9月1日現在で1,794自治体のうち547自治体が小学校・中学校の完全無償化を実施しているなど、すでに全国の自治体間で保護者負担の格差が広がっている。学校給食は児童生徒の心身の健全な発達及び食に関する正しい理解と適切な判断力の育成を図る上で、重要な役割を担うものである。自治体の財政力によって格差が生じない

よう、国の責任・国の財源において、学校給食の無償化を早急に実現できるよう強く要望する。霧島市においては、学校給食の無償化を実施された場合、給食の品質が段階的に下がる点も懸念されているため、現状の品質確保に注視し、国へ財源確保の要望を続けていただきたい。補足説明させていただきます。もう一つのほうの陳情書にも書いてありますが、それぞれの団体の活動概要を説明させていただきたく思います。よろしいでしょうか。まずは、霧島子どもの未来を守る会の活動について述べさせていただきます。令和4年9月より、私たち子育て中のママ・パパや、野菜やお米の生産者さん、管理栄養士やグリーンコープの方なども交えて、毎月の定例会について各種勉強会等を開催しております。これまでに「給食からの革命」の映画の上映会、「希望の給食」というDVDの鑑賞会、兵庫県から栄養科学博士でもある予防医学研究所の所長、朝川兼行先生をお呼びして講演会を開催したり、オーガニックビレッジ宣言をしている湧水町の担当の方にお話を聴きに行ったり、始良市にある県の学校給食会にお伺いして意見交換会と工場視察などの活動をしてまいりました。先月にて、これまでに27回の定例会となりました。これまでの勉強会等で、霧島市の給食の現状やお米や野菜の生産についても勉強してまいりました。メンバーの中には、給食の献立をまねながら、お弁当を毎日作っているパパもいたりして、毎日献立を見ながら感じていることを共有したりしております。今の学校給食をつくっていただいている栄養士や調理員などの給食に関わっていただいている方々は、毎日時間に追われながらも、多様な工夫をして、つくっていただいていることにはとても感謝しております。

○陳情者（岩元保代君）

改めまして、岩元といいます。私は、霧島オーガニック給食推進協議会の代表として活動しております。長年、水産業に携わっており、魚の加工品ですとか、魚食の普及ですとか育成漁業士としても活動しております。私たち、霧島オーガニック給食推進協議会は令和5年2月からの活動で、子どもの未来を守る会の方々とほぼ同様な活動なんですけど、私たちは子どもたちが小さいお母さん、夜に集まりにくいママさんが集まりやすいように、日中に定例会を開催しております。昨年夏に「いただきます2」という上映会を開催したり、昨日は「夢見る給食」という上映会を開催いたしました。昨年は、シビックセンターのホールを借りて、大人と子供総勢236名という、年齢も0歳から70代というような幅広い方々に参加していただきました。昨日の漁協の2階での上映会は、大人57名、子ども21名、スタッフ10名、高校生のボランティアの方々も5名来てくださって、総勢93名となりました。有機野菜の消費量を上げて、生産者の方々の応援をしたいということでマルシェなども開催しました。有機野菜等の販売をしたり活動でいろんな農業従事者の方々との交流を深めております。現在の慣行農業を全否定しているわけではなく、私たち消費者が体に良いものを選び購入して、頑張っている生産者の方々の応援するために、この有機野菜等がなぜ大事なのかを、勉強会をしたりして、もっと知っていただく活動しております。今回の無償化の陳情は、これまでいろいろな勉強させていただいて、有機野菜の方向性を望んでいるのですが、中には給食に栄養源を頼っている貧困家庭があるのも存じております。また、有機給食を望んでいけば、食材の費用が高騰していく可能性も感じております。そんな中ですが、全国的に見ても、県内を見ても、学校給食

の無償化の流れが多くなってきております。この給食費の負担について、差が出てきているのは不公平になっている現状です。まずこの基本的な食育としての教育の部分は、国が負担して、不公平感をなくすことが大事かと思ひ、今回の陳情により国へ意見書を出していただきたいと考えております。事前に提出させていただきました資料について補足させていただきます。学校給食法にあるように、心身の健全な発達が重要であって、食に関する正しい理解と適切な判断力を養い、食育としても大事であるということの確認と、これまでも食材費は保護者負担ということでしたが、食育も義務教育の中で教育の一環であるとも考えます。そういった意味合いからも無償化が望ましく、子育て支援としても国の責任で無償化をお願いしたいと考えております。ぜひよろしくお願ひいたします。

○委員長（松枝正浩君）

今、お二方から御説明頂きましたけど、補足説明等ございませんでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは、ただいま陳情者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。陳情第7号について質疑はありませんか。

○副委員長（野村和人君）

委員長を交代します。

○委員長（松枝正浩君）

本日はお越しいたごましてありがとうございます。一つ確認をさせていただきたいんですけども、今、陳情第7号の中の陳情の理由・経緯等というところの中に、下から2段目なんですけど、霧島市において学校給食の無償化を実施された場合、給食の品質が段階的に下がる点も懸念されているというような記載がありますけれども、ここを少し、説明をしていただいてもよろしいでしょうか。

○陳情者（中村琴美君）

無償化をすることによって、税金での財源から給食費を賄うことになると、その中で、やはり経費削減ということになったりとか、民間からの買い付けが難しくなったりとかということによって、給食の質が低下してしまうことが心配されております。

○副委員長（野村和人君）

委員長を交代します。

○委員長（松枝正浩君）

それではほかに質疑はございませんでしょうか。

○委員（山口仁美君）

今の委員長のほうからの質疑と同じ場所なんですけれども、これは国に対する陳情書なので、ここに霧島市においてはというところが出てくることにちょっと違和感を感じたんですけども、ここは何かこう、霧島市の場合、特に危ないのではないかと、そういう懸念があつてわざわざ書いたのか、実際これ無償化がまだ実現していない段階なので、たればの話にちょっと近いのかなと思うんですけども、これ市議会に対して伝えたいことなのかちょっとよく分からないので、ここ背景を教えてくださいいいですか。

○陳情者（岩元保代君）

国への陳情なんですけれども、市議会の方に分かっていただく。無償化となりますと、国が全面的に出すのか、霧島市と半分なのかその辺りの懸念も、私たちには分からないところがありまして、議員の方たちにその辺りを含めて予算をしっかりとっていただけるようお願いしたいなということで、こういうことを挙げております。

○委員（山口仁美君）

ということは、この陳情の趣旨そのものとしては、この一つ前の要望するということまでが皆さんの本旨としては、思いとしてはあると。補足でせっかく来るので、この2行をつけましたというような感じの理解でよろしいですか。

○陳情者（岩元保代君）

はい、そのようでいいかと思います。

○委員（有村隆志君）

国による無償化というのは、私も議会で質問しました。無償化してほしいということで。それで、そのときに4億5,000万円ぐらい掛かるという、お金が掛かるというお話でございました。市長のほうも、ここの点については心配されていまして、国のほうにもそういう施策をしてほしいというようにお話をされたということもお伺いしております。今現在、その中で、ちょうどそのときに、まだ米がこんな上がってない時だったので、市長は、米については、市が自腹で払うと。給食費も3年間は値上げをしないという約束をしていただきました。今それで何人かの方が、その後、質問したんだけど、やはり値上げをしないということでお話されているところがございます。それで、米も霧島市のお米ということで、私たちも議員としても、そのお米は地産地消の観点から地元をということで、今、こういう形になっているところがございます。一番、私も思うには、霧島から、皆さんはオーガニックとおっしゃっているけど、安心安全なものを給食に提供するというので、私はこれはすごくいいと思っております。というのは、今、本当に耕作放棄地が増えて、もう本当、霧島市内は大農家でないと、いい土地でないと手を出せないぐらいの、今、現状があります。その中で、できたら、個人の意見ですけども、そういう耕作放棄地を、高齢化、65歳ぐらい定年になりますけれども、それ以降でまた農業していただいて、すばらしい農産物をそういった、今全国的にもオーガニックということが進んでいるので、何とかそういうふう近づけられたなあというふうに考えております。ただ、一つだけまだ難しい問題が、値段が高いということとそれから品が揃わないというところが、今ちょっと課題があるのかなということで、そこも含めてちょっと応援していかないといけないかなというふうに考えておりますので、できればこういう方向に行って、私も、いつか年を取って、もうすぐ、先はわからないけど、辞めたら無農薬でお米をつくりたいということで、今年ちょっと作ったんですよ。なかなか難しいけど、できるかなあというところをちょっと今、研究しているところですので、皆様と一緒にまたこういう方向でできたらというふうに思いますので。実感としては、量的にちょっとそろわないので、そのところを、今今しないといけないのか、それともそういった今言ったように、そういう準備をしながらというところをどのようにお考えですか。

○陳情者（中村琴美君）

量に関しては、今も実際に霧島市のほうでは有機農家さんから徐々に徐々に有機野菜が納入されていたりという現状がありまして、これが、霧島市は有機農家さんがほかの市に比べてすごく多くって、薩摩川内のほうにも一緒に活動している仲間がいるんですけども、薩摩川内のほうではまだまだ農家さんが少なく、霧島市が本当にうらやましいと言われているような現状でございます。また、この陳情の中でお伝えしたようなオーガニックビレッジ宣言という、国が出している、有機農地を1%未満のところから、2050年までに25%まで引き上げるということを、国も目標としていますので、そこを進めていくためにも、農家さんが安心して生産物を納入できる先があるということで、オーガニック給食を同時に進めていって、徐々に増やしていけるといいかなと思っております。

○委員長（松枝正浩君）

今の質疑は8号で、すいませんまだ後になるので、次のときの質問にするということで、すいませんお願いします。申し訳ありません、進行がちょっとすいません、失礼いたしました。今、7号の質疑になっておりますので、7号について、ほかにございませつか。

○委員（山口仁美君）

無償化を求める陳情ということなので、低所得の世帯に関しては、給食費の補助をするという仕組みもありまして、就学援助費の中で見ているんですけども、そのほかの一般のお母様方から、その周りの方々から、やはりちょっと給食費厳しいねというような声とか、それから家計が厳しいねという声とかは実感値としてどのぐらい聴いていらっしゃいますか。

○陳情者（岩元保代君）

最近、スーパーに行ってもいろんな食品が上がっていますし、ガソリン代とかも上がってまして、各家庭、低所得でない方々も、払う税金が多いですとか使えるお金が本当に少なくなっていて、本当厳しいという声は多く聴かれます。そこで、給食が全体の子どもたちの無償化になると、とても安心して子育てしたい、子どもを産みたいという方が増えるのではないかなとそういうことにもつながると思います。

○委員（山口仁美君）

あともう一点なんですけれども、これは今回、学校給食に関して無償化をということなんですけれども、学校給食の場合は長期休みとかで食べられない子たちもいますよね。なので、ほかの手だてよりも給食のほうに、今回陳情として、この給食を使って無償化で皆さんに御飯を食べてもらいたいという、なぜ給食だったのかというところの背景があれば、お示してください。

○陳情者（岩元保代君）

なぜ給食だったのかということは、子どもたちは毎日、長期休みはありますけれどもそれ以外のときは毎日お昼、給食を食べている。なかなか働くお母さんが忙しくて、本当に朝が菓子パンだったりとか、なかなか食材をそろえられないという方々もいらっしゃって、給食に栄養を頼っているという子どもたちも多いと思うんです。なので、給食からまず無償化していただいて、安心しておなかいっぱい食べられるという子どもたちを、子どもたちに笑顔が増えたらいいな、子育てをするお母さんたちに笑顔が増えたらいいなということで、まずは給食からと

いうふうに考えました。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。陳情第7号については、質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、陳情第8号について、陳情者の説明をお願いいたします。

○陳情者（中村琴美君）

陳情第8号の、もっと安心な学校給食推進に関する陳情書について御説明いたします。それでは、まずは陳情書を読み上げにて陳情書の説明とさせていただきます。陳情事項1、無農薬・減農薬食材を積極的に使用。もっと安心な学校給食のために、食材の調達に関して可能な限り地元産の無農薬・減農薬食材を積極的に納入できるようにしてください。2、地元産食材調達の体制づくりのための関係者間の連携強化。もっと安心な学校給食のために、地元の農業従事者、行政、学校、栄養士、調理員、保護者などの関係者間の連携を強化し、学校給食をよりさらに安定的な地元産食材調達の実現に向けた体制構築をお願いします。3、天然由来の調味料や伝統的な発酵調味料等の推進。もっと安心な学校給食のために、化学調味料の使用を控え、地域の食文化を継承し、子どもたちの味覚教育につながるよう、天然由来の調味料や伝統的な発酵調味料の使用を推進してください。陳情の補足をさせていただきます。学校給食は、義務教育期間の9年間にもわたる心と体をつくり、子どもたちのみならず、大人への食育に対しても持続可能な食料システムの構築に向けても役割は大きいものと考えています。食育基本法の前文では、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要であるとした上で、子どもたちに対する食育は心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものであるとされています。霧島市においては、令和6年度より学校給食で使用のお米について、全て市内産に切替えていただくことが実現しました。また、野菜等の地産地消率は令和5年度では県内産で65.6%で、前年度より4.8ポイント向上している状況にあります。今後、市内産の地産地消率の向上や、より多くの無農薬・減農薬を積極的に納入できるようにしていくためには、農林水産省のみどりの食料システム戦略における2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大する目標に沿った取組などを霧島市でもさらに推進していくこと、学校給食に携わる方々との連携をさらに強化し、安定的な食材調達の実現に向けた体制構築を進めていくことの必要があると思われまます。また、天然由来の調味料や伝統的な発酵調味料の使用を推進し、学校給食が地域の伝統的な食文化の継承、そして味覚教育の場にもなるように取り組んでいただきたいです。

○陳情者（岩元保代君）

それでは、補足説明をさせていただきたいと思います。1番の無農薬・減農薬食材を積極的に使用については、無農薬・減農薬食材を積極的に使っていただきたい理由の一つとして、現在発達障害の子どもが急増していると言われていています。文部科学省の調査で、全国の公立小中学校の通常学級に通う子どもの8.8%が発達障害の可能性があると明らかになりました。その原因に、ネオニコチノイド系の農薬や除草剤グリホサートが大きく変わっているという報

告があります。食材を有機農産物に変えることで、体内の農薬が減ることも分かりました。子どもたちの健全な発達のために、できるだけ霧島産の無農薬・減農薬・有機農産物を積極的に使用していただきたく思います。2番の地元産食材調達の体制づくりのために、関係者間の連携を強化していただきたいということについては、これまでの活動の勉強会等において学んだのですが、霧島市には多くの農家の方々がおられます。全国的に、国内自給率が低いこと、自給率を高めるといことは大きな課題であり、さらに輸送コスト等を考えれば、地産地消することが大切であり、地域の農家の方々を守ることになるかと思えます。霧島市は現在、皆様のお力添えで、素晴らしい成果を実現できていると思います。さらにもう一步進めていただき、農家の方々が減っていくことを食い止め、みんなで応援していくことが、消費者にとっても大切と考えております。また、追ってオーガニックビレッジ宣言を霧島市にもしていただきたく、5ページの資料のように、地元の農業従事者、行政、学校、栄養士、調理員、保護者など関係者間の連携を強化し、学校給食との連携により、農家を支えて自給率を高め、農家の方々も、有機農法等に切替えていけるように基盤をつくるのが有機給食に近づくと考えております。このような思いもあり、関係者間の連携強化を要望していきたいと思っております。3番の天然由来の調味料や伝統的な発酵調味料等の推進については、もっと安全な学校給食のために、できるだけ化学調味料の使用を控え、参考資料1ページの学校給食法の第2条6にあるように、伝統的な食文化を大事にし、食育の重要性を再確認したく思います。例えば醤油であれば、本来の原材料、大豆、小麦、塩であるように、調味料は食材から作られるものですが、原材料のコストを抑えるために、食品添加物や化学調味料でうまみや色、香りをつけたものも多くあります。児童期に慣れ親しんだ味というのは将来の食生活や嗜好に影響します。素材の味をおいしく味わえる健全な味覚を育てるために、なるべく食品添加物や化学調味料を使用しない。発酵から生まれるおいしさを生かした調味料を使用していただきたいと思っております。私たちは、今回の陳情は第1弾と考えております。参考資料6ページや7ページにあるように、農林水産省がみどりの食料システム戦略を受けて全国的にオーガニックビレッジ宣言をした市町村が129か所もあり、お隣の始良市も今年度宣言されました。7ページにあるように、茨城県の常陸大宮市の例では、JA常陸も積極的に有機給食に取り組んでおられます。霧島市も有機農家さんも多いですし、最近、新規就農される方々もその方向性で就農に取り組みたいと考えていらっしゃいますが、消費者が少なく安定的な供給先がないので、仕方なく慣行農法も織り交ぜながら農業をされています。この受入先として、学校給食が安定的な需要先になっていただければ、国の考えている有機農業の取組面積の割合の増加が一気に進むように思っております。霧島市の農政畜産課の方々には、このように考えている農家さんの思いを把握していただき、学校給食での仕入れにより需要と供給のバランスを調整し誘導していただきたいと考えております。私たちの子どもたちは日々成長し、一番の成長時期である9年間、給食によって体の3分の1をつくっております。添加物や農薬に対する意識は家庭によって様々ですが、あまり意識していない家庭の子どもたちも、よりよい給食によって健やかな生活が送れると思えます。有機食材の給食により、発達障害や特別支援の必要な子どもが減っていくという研究結果も出ております。みどりの食料システムが発表されたのも、このような背景があるからこそと

思います。今の学校教育では、特別支援学級が増えていることにより、いろいろな課題がとても多く感じております。また、心身ともにもっと安全な給食にすることにより、医療費も削減されていくと信じております。添付資料にお示したように、国も方向性を示しております。ぜひ霧島市も全力で取り組んでいただきたいと思います。私たちの第1弾の陳情をよろしく御審査していただくようお願いいたします。

○委員長（松枝正浩君）

先ほど有村委員からありました7号での質疑は、8号の質疑とさせていただきます。それでは陳情者の説明が終わりました。この陳情第8号について、質疑はありませんか。

○委員（有村隆志君）

オーガニックということで、私もよく分かってなかったのでもっとお聴きしたいのですが、実際にこのことが始められて効果を上げている、さっきから子どもさんの健康面ということで、発達障害、そういうことをおっしゃってらっしゃる。そういうものが何か具体的にそういう例がある学校というか、そういう先進的な事例というのがあるんですか。

○陳情者（中村琴美君）

オーガニック給食に取り組むことによって子どもたちの体温が上昇したりですとか、体温は1度上がると免疫力が6倍まで上がるというふうなデータもありまして、子どもたちの免疫力の向上に役立っていること。また、化学農薬や肥料を使わないオーガニックの作物にすることによって、また食品添加物を削減することによって、体の中で解毒して排せつするために、私たちが食事でとっているミネラルとか栄養がとて必要になっていくので、本当は子どもたちが成長とか集中力・学力・記憶力、また、落ちつき・集中力というところに使われるはずだった栄養が解毒、解毒に使われてしまって、命を維持するためだけに必死で使われてしまって、やはりそういう落ちつきがないというところにあらわれたりとか、免疫力が下がってしまったり学力が低下してしまったり、本当は勉強したいのにできないというような子どもたちが増加しているという背景があるということが分かっております。

○委員（宮田竜二君）

今回の陳情に関しましては、オーガニックを推進する、先ほど岩元様の御説明の中で、子どもたちの発達障害の原因の中の一つに化学物質、農薬のやつがあるということで、それからいくと今の慣行農法は否定という捉え方でよろしいでしょうか。

○陳情者（岩元保代君）

慣行農法を全否定ではないんです。それがないと食材がスーパーにあんなに並びませんので、命をつなぐという意味では慣行農法の食材も必要と考えておりますけれども、よりよく、私が子どもを産み育てる時、娘がおりますが、もうこんなに大きくなっていますけれども、そのときの子どもの状態と、今、若いお母さんたちが産んでいる子どもたちの様子を見ますと、アレルギーに関していろいろ多く出てきている。本当ここ最近ですよ、発達障害というふうに言われる子どもたちが多いというのと、本当、学校の中でも、すごく特別支援学級が増えている。以前は、各学校に1クラスだけというところが多かったと思うんですけれども、加速度的にこうやって増えているということは、今の子どもたちが大人になったときに、子どもを

産む、今も不妊とかが多いですけど、どういうふうになっていくんだろうという心配も懸念されてきて、なるべく有機のほうに、今、切替えていく時ではないのかなあというふうに。なので私たちもスーパーに並んでいるものも買いますし、必要なものは買います。その中で、減農薬ですとか、除草剤をまず撒かない、撒きすぎない。どうしてもそのことで環境も汚してしまいますので、川に流れて、海に流れて。水産業に従事していると、海の変化にもとてもこのままではいけないなというふうに思っていますので、全体で徐々に取り組んでいただければなあというふうに考えております。

○委員（宮田竜二君）

先ほど有村委員からもありましたけれども、徐々に今、浸透していきたいということだったので、給食の中に、無農薬とかオーガニック、そのものを供給するに当たっては、今のところどれぐらいの、さっきも同じボリュームの話があったんですけども、子どもたちに平等に行き渡らせる量って今どれぐらいあるのかというのは御存じですか。私ちょっと分かっていないですけど。野菜の供給量、有機野菜の。現在。わかりますか。

○陳情者（岩元保代君）

具体的にはちょっと私も把握していないんですけども、今、霧島市の場合、給食センターに納める20%から25%ぐらいが、有機農家さんが多いおかげで有機野菜を取り入れてくださっているというふうに聴いております。お米のほうも霧島産ですので、完全に霧島産ということで、霧島産のお米を有機ですとか、無農薬で作っていらっしゃる方のほうの全部は無理だと思っておりますけれども、この日はそういうお米ですよとか、そういうところから入れていただけるといいのかなと思っております。

○委員（山口仁美君）

今回、陳情事項として三つ、もっとという言葉がついているんですけども、今現在、霧島市の状況というのは他市に比べて、さっき薩摩川内市のお話もちょっと出てきたとは思っておりますけれども、学校給食自体に対してはどういう評価をしてらっしゃって、もっとという言葉がついているのかなというところはちょっとお聴きしたいです。

○陳情者（中村琴美君）

霧島市の学校給食について、他市に比べてもその農家さんが多いおかげで納入もしていただけているという現状を大変ありがたく思っていることと、霧島市産のお米100%に切替えていただけたこと、また活動の中で、学校給食会のほうにも視察というか、見させていただき、行って、調味料とか冷凍食品とか加工品とかどういうものを使われているのかなというところでお話を実際に伺って、学校給食会としても、こういうものはなるべく使わないようにというように気をつけていただいていたりとかが分かったので、今、現状の給食にはもちろん感謝の気持ちがありまして、もっとというところで、霧島市ならば、農地も有機農家さんも、もっと有機化に進めていけるのではないかと、また理解をしていただける方が増えていたり管理栄養士さんが、もっとそういう食の安全というところまで、勉強をもう少し進めていただければ、調味料の選び方も価格があまり変わらない範囲の中で少しでもよいものを選んでいただければという意味で、現状に感謝しながらの、もう一歩お願いしますとい

う意味を込めてもっとつけさせていただいております。

○委員（山口仁美君）

私自身もふだん、調味料とか、少し丁寧なものを使うように心がけてはいるんですけども、やはり、野菜は旬であればある程度価格差はないんですけど、調味料に関しては結構な価格差があるのかなというふうに思っているのですが、ここでこの3項目ありますけれども、関係構築とか話し合いをしたりしながらこういう方向でいきたいと思いますというふうな話す場があればいいんだらうということだと思っておりますけれども、この3項目めの調味料に関しては、ある程度の食材費の負担が出てくるのかなというふうに思っておりますけれども、ここは先ほどは給食無償化という話も出てきましたけど、そういったものにお金を掛けてほしいという思いも含まれているのかというところを、お聴かせいただいておりますか。

○陳情者（中村琴美君）

岩元さんが先ほど読み上げていただいた中に、醤油の原材料は、小麦、大豆、塩だけというのが本来の原材料でして、今スーパーに並んでいるお醤油の裏を見れば、片仮名の添加物の名前がたくさん書いてあるような醤油もたくさんあります。しかし、学校給食で使っているものは、そんななるべく添加物は、これはいけないよねというところで一応削っていただいているのですが、小麦、大豆、塩だけとはいかなくても、今よりは少し、これとこれだったら、同じような価格帯の中でこれとこれだったらまだこっちのほうがいいよねというふうな選び方をしていただければ、今より、より一歩先に進めるのではないかなというところで、完璧な無添加を求めることはやはり学校給食という性質の中で難しいと思いますので、今ある中で、受け入れている添加物というところに一度目を向けていただいて、確認して見直せるところは見直していただけたらいいなという思いでございます。

○委員（山口仁美君）

陳情書の裏面のほう、後半の部分に農業に関する部分というのが出てきます。本市の場合、確かに農家の方々の中で、有機農業に取り組む方々も結構いらっしゃるんですけども、ここにこの25%に拡大する目標に沿った取組というふうに書いてあるんですけども、これは具体的にどんなことを求めたいというのがありますか。

○陳情者（岩元保代君）

25%に今、近づけるために、いろいろこういう活動していますと、本当に、新規就農したいという方の声も、本気の方は公務員さんを辞めて、農業に打ち込みたいという方もいらっしゃるんですけども、新しい方が取り組むときに、狭い段差があったりとか、なかなかスムーズに大きな田んぼを確保できないですとか、そういう情報、もう本当は高齢で辞めたいんですけども、あと、次にやる人がいなくて、どうしたらいいんだらうという方もいらっしゃるんですけど、その情報が偏ってしまっていて、広い土地であれば、機械も入れられて作業もしやすく、有機にも取り組みやすいということもあるんですけども、なかなか狭いところしか確保できないということで、なかなか進まないという農業者の方の声も聴いておりますので、そういう情報交換をする場があったり、まだそういう情報も市の方たちが、農業委員会の方がされてるんですかね。市の方に聴いても情報が分かるような、農業支援のいろんな補助もあるようなの

で、やりたい方はすごく増えていると思うんです。そういう方たちがスムーズに耕作地を確保できると、その25%、もうそれよりも多い、霧島市がそういう活動と申しますか、有機農家が今も多いんですけども、さらに進めて、鹿児島を牽引していけるような、そういう人たちが視察できるような、そういう方向になったらいいかなというふうにも感じております。

○委員（山口仁美君）

実際、農地の確保のお話というのは非常に大事なと思うんですけども、有機でとなってくると、やはり上流のほうで農薬を使っていたりすると有機というのが難しいとかいうのもあって、非常に水源に近い、より近いところからとなってくると、実際、坂と申しますか、そういう平たいところというところ、なかなかこの平野部しかなかったりして、25%は結構高い目標だなあというふうに感じたところなんですけれども、それにおいても、この皆様からすると、それに近づけるべく、優先的に有機を進められるような方策がとれないかというようなことでよろしいですかね。

○陳情者（岩元保代君）

はい、そのような感覚でいいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいですかね。陳情第7号に戻りまして、意見書のほうなんですけれども、両面ありまして、裏のほうに意見書の様式が記載をさせていただいております。この提出先についてなんですけれども、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣ということで、議長、大臣の名前が書いてありますけれども、他市の状況を見てみますと、例えば岐阜県の可児市議会では、内閣府の特命大臣ということでこども政策のほうにも提出をしているようでございますけれども、この辺につきましては、追加をしていくというようなことも考えてよろしいのかどうか、お願いいたします。

○陳情者（岩元保代君）

追加をしていただけるようお願いいたします。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第7号及び陳情第8号についての陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方は、ありがとうございました。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前 9時51分」

「再開 午前 9時53分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 陳情第8号 もっと安心な学校給食推進に関する陳情書

○委員長（松枝正浩君）

次に、陳情第8号、もっと安心な学校給食推進に関する陳情書について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

陳情第8号についての見解を説明します。1点目については、令和6年度の食材納入業者数は75であり、このうち有機野菜生産農家やそれに準ずる生産農家数は合わせて12となっており、その数は年々増加傾向にあります。一定の基準を満たせば食材納入業者として参加できますので、周知を図るとともに、今後も引き続き、地元産の安全安心な食材を積極的に活用してまいります。2点目については、本市では、安全安心な学校給食を推進するため、生産者と栄養士や調理員などがお互いに顔の見える関係づくりを構築しており、今後も更なる連携強化に努めてまいります。3点目については、本市では、安全安心な学校給食を推進するため、できるだけ化学調味料や不必要な添加物の使用を避けています。天然由来の調味料や伝統的な発酵調味料については、納入価格や供給量等の観点から、使用を限定することは難しいと考えます。本市においては、令和6年度から学校給食で使用する米を全て市内産に切り替えるなど、地産地消を推進しており、引き続き、児童生徒の健全育成のため、安全安心な学校給食の提供に努めてまいります。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（有村隆志君）

すいません、今、口述書の中にありました、納入業者が75であり、有機野菜生産農家の方が12となっておりましてということで、一定の基準を満たせば、食材納入業者として参加できますというのは、これは具体的にはどのような基準なのか、それから、どういう食材を考えているのか、そこを教えてください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

納入業者につきましては、大規模な、一遍に学校給食の調味料から、それから小さな農家、野菜などを取り扱う事業者まで様々でございます。現在、75の事業者と令和6年度は契約を締結しておりますけれども、今現在も、ホームページを御覧いただければお分かりになるかと思っておりますけれども、納入業者の募集につきましては随時行っている状況でございます。ここで納入業者の方々への条件といたしましては、当然、経営状態、滞納がないことであつたりとか、あとは衛生管理、当然その人でもあつたり、あるいは施設、当然あるいは野菜などを取り扱っているの方々につきましては、そういった食品の衛生管理を徹底していただきたいということであつたり、納入のそういった仕方について、時間であつたりとか、どこの調理場にどのぐらいの量を持って来ていただけたらとか、そういったことについて、細かいところの条件等はございますけれども、まずは、広く周知することが大事であろうかというふうに考えまして、今現在も、ホームページで周知を図ったり、これまで納入していただいているの方々につきましては個別に通知をお送りしているところでございます。

○委員（有村隆志君）

今現在、この業者が12あるということですが、この数というのは年々減ってきているのか増えているのか、どうですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

まず有機を取り扱う事業者につきましては、当然、農政サイドのほうの立場から言わせると、JAS認証を取得している農家が有機農家、あるいは有機野菜とか、そういうふうになされるものであるんですけども、学校給食の立場から言わせていただくと、無農薬であったり、必要以上のそういった肥料とか農薬などを使っていない農家についても、それに準ずる有機農家というふうに取り扱っております、それが今現在12ございます。最初は13だったんですけども今現在ちょっと12になっておりますけれども、この数というのは、私がまいった令和4年度からすると、年々年々、1社ずつ微増ではございますけれども、今現在増えている状況でございます。

○委員（有村隆志君）

すいません、何回も同じことを聴いて。この12の業者は、国のJASの認定以外に、学校給食課のほうで、それに準ずる業者ということで認定されているということですが、それは、野菜だとか米だとかそういうもののちゃんとどういうものを使った野菜であると、そういうものを提出いただいて、それで認定しているのか、それともそこら辺の基準というのはたくさんあるわけですか。それとも、もう簡単なチェックだけですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

有機JAS認証を取得されている農家についてはもう間違いございませんけれども、それに準ずる農家、個人農家なんですけれども、本人に確認いたしまして、その納品書の中に、本人的には有機というふうに記載はされておりますけれども、実際そういった化学肥料であったり、農薬などを使っていないというようなところは確認をしております、主に一番多いのがニンジンであったりとか、タマネギ、ジャガイモそういったものが、有機あるいはそれに準ずる野菜として納品を頂いているところでございます。

○委員（有村隆志君）

多分、有機だけで量が確保、食材として全体を賄うということではできないので、それを、例えば、この学校だとか、地域的に割り振っているのか、それともその学校で、学校給食を調理されている場所、何箇所かあるわけですが、そこが調達されているのか、それともここはどのような形で調達ということになりますか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

調達の仕方につきましては、本市、6センター、8単独調理場、14の調理場がございますので、それぞれの調理場の栄養教諭のほうにそこら辺はお任せしておりますけれども、まず募集をする際に、その納入業者の方々がどこに納めることができるのか、そういったところなども確認をしながら、実際、調理場によっては、全くそういった有機的なものが取り扱えない調理場も当然ございます。普通のスーパーから購入する慣行栽培の野菜であったり、あるいはもう、県の学校給食会とかそういった大きな大手の業者から仕入れるカット野菜とか、そういった

たものもございますけれども、場所場所によって、納入業者のほうも違ってまいりますので、一概に、どこがというふうには言えませんけれども、そういったところはバランスは調理場と納入業者としっかりと協議をして納入をしていただいているところでございます。

○委員（宮田竜二君）

先ほど口述書の中で、有機野菜農家が増えてきているということなんですけれども、先ほどの陳情者との質疑の中で、陳情項目の2番目、そういう有機野菜を増やしていく。そういう農地も増やしていくということを推進していきたいんだというような御意向でしたけれども、今のそういう有機野菜を推進していった場合、慣行農法をされている農家さんが、例えば就農離れとか、減少につながるという恐れはないでしょうか。

○農政畜産課主幹兼農林水産政策グループ長（唐鎌賢一郎君）

今、宮田委員のおっしゃったように、有機野菜の推進ということになれば、実際、慣行農業に取り組んでいる方との公平性といいますか、そういった問題は確かにございます。市のほうで有機野菜に取り組んでいる方については、環境保全型農業直接支払い交付金という事業がありまして、その事業を活用して有機野菜に取り組む農業生産者の方には支援をしているという状況でございます。

○委員（宮田竜二君）

今の有機野菜をつくられる方には支援があるということなんですけれども、今の慣行農家の方々にはそういう支援が恐らく、普通の就農支援とかはあると思うんですけれども、有機野菜の方はそういう支援があって、私の質問は、これからもそういう有機野菜農家の農地を増やしていきたいような、そういうような推進を進めていくと、今の慣行農家が農業をやめたり、農家が減ったりすることはないでしょうかという質問です。

○農政畜産課長（有村 浩君）

本市におきましても、有機JASをはじめ、環境負荷低減効果のある農法というのは推進しているところでございます。ただし、それは慣行農業を否定するという意味では全くございません。日本国において、狭い国土の中で、食料自給率の安定確保という観点からは、慣行農業というのはどうしても避けられないものと、そこは認識しているところでございます。その中で世界的に環境が叫ばれる今日においては、日本国としても、環境負荷低減効果の高い農法というのを推進していくというのが今回、食料農業農村基本法でも明示されているところでございます。ですので、今後、本市において有機だけ進めていくというような考えは持っていないところでございます。慣行農業とのバランスをとり、生産性の向上と、あと高付加価値その辺りのバランスをとりながら、どちらのほうも進めていきたいというふうに考えております。

○委員（宮田竜二君）

バランスをとっていくという御回答ですけれども、先ほど陳情者のほうの資料を見られてますかね、要は国が進めている2050年に向けての100万haの実現に向けてという、オーガニックビレッジのということがあるんですけれども、これに対して、隣の始良市は入っているんですけれども、霧島市は今のところこれに加盟する意思はないという認識でよろしいですか。

○農政畜産課主幹兼農林水産政策グループ長（唐鎌賢一郎君）

オーガニックビレッジというのが、有機農業の生産から消費までを一貫して農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進めるということで、そういうのが確立されれば、オーガニックビレッジとして宣言をするという運びになるところでありますけども、現在、本市においては、まだちょっとそこまで至っていないという状況でありまして、現在のところはちょっと宣言までは、今のところはちょっとできないなという状況であります。

○委員（山口仁美君）

陳情の内容を見ますと、学校給食に、より今よりも、今の給食もある程度評価はしているんだけど、今よりも使っていただきたいというような思いでこられているのだという理解をしているんですけども、今現在の有機食材であったり、減農薬等の食材の利用率、重量ベースになるのかなと思うんですけども、どのような状況で、そしてそれは他市に比べてどうなのかということをお示してください。

○学校給食課学校給食管理グループ長（塩川辰史君）

令和6年の夏の調査においては、重量ベースで8.1%という数字が出ております。令和5年度に遡りますと、令和6年1月の調査、こちらで同じく8.1%、令和5年1月の調査で6.9%ということで、若干増えてはいるところなんですけれども、他市との状況の比較はしておりません。

○委員（山口仁美君）

同じく地産地消の率はどのような状況にあるかもお示してください。

○学校給食課学校給食管理グループ長（塩川辰史君）

地産地消の率は、令和5年度において県内産が65.6%の活用状況で、霧島市の霧島市産品が26.5%という状況になっております。

○委員（山口仁美君）

限られた食材費の中で調達することになるので、できる限りという努力はしていただいていると思うんですけども、今回の陳情の趣旨を踏まえますと、これを伸ばしていくということは実際的に可能なのでしょうかというところをまずお伺いしたいです。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

我々といたしましては、できるだけ安全安心な食材を調達いたしまして、子どもたちに安全安心な学校給食を提供というのが一番の目標でございます。ただ安全安心な学校給食の提供の裏には、やはり調理員あつての学校給食でありますので、そういった方々へのまた負担というものも、当然、軽減していかなければいけないというふうに考えます。当然、厨房機器とか施設、そういったものを改善していくのはもちろんですけども、調理しやすい、ふぞろいのものがあつて調理に時間がかかったりとか、そういった、またあるいはけがをしたりとか、そういったことがないように、我々は調理員の方々にもしっかりとそこは推進していかなければいけないんですけども、当然、有機については、少しずつですけども、我々が知り得る範囲で、農政のほうとも連携を図っておりますので、いろんな情報を頂いております。そういった方々にも御案内をしておりますので、その方が、ぜひ、販路の一つとして、学校給食に納めた

いというのであれば、まだ増やす方向ではいけないかなというふうには考えておりません。

○委員（有村隆志君）

今、大事な御発言を頂きましたので、ちょっと確認なんですけど、私も、今現在、耕作放棄地がすごく増えてきていて、耕作放棄地もほとんどこう、条件のいい所、ただ面積が少なかったり狭かったり、そういうのがあったりしてなかなか進まないのかなど。私も、今年米をつくってみて分かりました。本当にどういうことが問題なんだということが。だから、でも、やはりそういう農業の視点を持っていらっしゃるということにすごく感動しましたけど、今後そこらもうちょっとこう、陳情は、おっしゃるように有機を増やしてほしいということでしたので、部内として、いや、市として、執行部とそういう連携を、今後もうちょっとこう増やす方向というのは協議していかれるということで、確認ですけどいいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

当然、庁舎内で我々教育委員会の部局と、それから農林水産部の部局、同じ庁舎内にありますので、必要に応じてそういったところはもう連携はしっかりと図っておりますし、それこそ先月でしたけれども、隣にいる課長も交えて担当者一緒になって地産地消の推進であったり、今の有機の現状、そういったものなんかについても情報共有を図ったところでございますので、引き続き、そういったところについてはお互い共有を図っていければというふうを考えております。

○委員（有村隆志君）

これがすごく大きな市の力になるというか、国のほうでも、働き方改革で別な仕事もちょっとしていいよということで、昔は兼業農家は結構いましたので、そういう部分になってくるのかなど。農業の関係にお願いしたいのは、そういう、よく議場で耕地面積を増やそうとすると、もう掘っているもんだから、1回簡単に元に戻すというのはできないので、そこらの支援も含めて応援していただけるようお願いしたい、そういう取組はできないものかお伺いします。ちょっと離れるけど、含めて。

○農政畜産課長（有村 浩君）

今、御指摘がありました耕作放棄地の解消、耕地面積の増大、そういったものは農政畜産課としても目標と掲げるところでございます。その中で給食というのも、重要な供給先というふうに認識しております。今後も、連携をとって、耕作放棄地の解消とつなげられる施策はどういったものがあるか検討してまいりたいと思います。

○委員（山口仁美君）

すいません、1点だけちょっと聴き忘れておりました。陳情事項の2項目めの中に、関係者間の連携強化という項目が入っているんですけども、この中に、農業従事者とか行政とか学校とかと一緒に保護者というのが入っておりまして、以前、文教のほうで視察に今治のほうに行きましたときに、そこでは、食材を調達する会議の中にPTAの方が代表で入っていらっしゃったのでそういうイメージかなというふうに今受け取っているんですけども、今現在、この食材に関することであつたり給食に関する事で、PTAの関係者が入ったり意見を述べた

りする機会というのがあるのかないのかお伺いします。

○学校給食課学校給食管理グループ長（塩川辰史君）

現在、保護者ということですがけれども、各給食センターの運営委員会というのがございまして、そこにPTAの代表も入っていただくことになっております。

○委員（山口仁美君）

であれば、ここの中で要望を出すことも保護者としては可能であるという理解でよろしいでしょうか。

○学校給食課学校給食管理グループ長（塩川辰史君）

委員のおっしゃるとおりです。

○委員（藤田直仁君）

口述書の3点目のところだったんですが、現状の確認をしたいんですが、今現在、天然由来の調味料や伝統的な発酵調味料については皆無なんでしょうか、それとも一部どっか使っているんでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

陳情者の方々がどういうふうにおられるのか分かりませんが、こちらの情報の発信の仕方も悪いのかもしれない。各調理場に改めて私ども、全ての調理場に確認をとりました。いろんな調味料ありますけども、砂糖であったり、塩、しょうゆ、みそとか、その中で、天然由来の本当に一番いいものを使おうと思えば、砂糖であればきび糖、サトウキビ糖。塩なんかでいえば岩塩とかになるんでしょうけれども、そこまではいなくても、砂糖などは三温糖を使用したり、塩はシママースといって天然素材の沖縄の塩ですけれども、そういったものを活用したりとか、だしをとるとき、やはりここも味覚をやはり子どもたちに教えるために、和風だしであれば、当然かつおぶしやら昆布、それから、洋風だしであったら鶏ガラスープ、そういったものからしっかりとっているというのが確認できましたので、全く皆無ということではなくて、非常に各調理場の栄養教諭の方々というのは、しっかりそこら辺は勉強されて、本当に安全なそういった調味料が使われているんだなというのを改めて私どもも感じたところでございます。

○委員（藤田直仁君）

ということはもう、現状も一生懸命できる、今の予算の中で、そこには努めていると。ただ、これだけで限定して使用することはできないという口述の解釈でよろしかったでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

そのとおりでございます。

○委員長（松枝正浩君）

今、藤田委員から質問ありましたこの3の部分について、今、課長の口述で市内全部の調理場に確認をされたということでもありますけれども、その資料につきましては、委員会に提出をさせていただきますでしょうか。いかがでしょうか。後ほどでもいいんですけれども。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

まとめた資料がございますので、また後ほど提供したいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

よろしくお願いいたします。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第8号についての執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時19分」

「再開 午前10時20分」

△ 陳情第7号 国の責任による学校給食無償化を早急に実現するよう求める意見書の提出を求める陳情書

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第7号、国の責任による学校給食無償化を早急に実現するよう求める意見書の提出を求める陳情書について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

陳情第7号についての見解を説明します。学校給食に係る経費の負担は、学校給食法第11条に規定されており、学校給食の実施に必要な施設整備費や修繕費及び学校給食に従事する職員の人件費は義務教育諸学校の設置者の負担、それ以外の経費、いわゆる食材費は保護者が負担することになっています。本市では、令和5年度から学校給食費の公会計化を県内でもいち早く実施し、他の自治体と比較しても低廉な給食費を設定しています。また、昨今の急激な物価高騰については、給食費を超過する食材費を市が負担することとし、子育て世帯の経済的な負担軽減を図っています。このような中、本市独自で学校給食費を無償化するためには、現時点において、毎年度、少なくとも新たに5億円以上の財源が必要になると見込まれることから、国の責任と財源による学校給食費の無償化については、今後も国の動向を注視してまいります。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（山口仁美君）

今回の陳情が出てきた背景に、陳情者のほうから、低所得の世帯だけではなくて、一般の家庭においても非常に生活が苦しいんだというような話が出てまいりましたが、現在の就学援助率といいますか給食費を低減していただいている部分があると思うんですけども、この率が大体どのぐらいの割合なのかということと、各学校においてこういった給食費の支払いが厳しいというようなお話といいますか、そういった話が上がってきているのかどうかお伺いします。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

令和5年度の就学援助につきましては、大体、児童生徒数で約2,700名、約1億円の就学援助

助だったと思います。率にして約25%程度の率だったと記憶しているところでございます [37ページに答弁あり]。あと、給食費につきまして、一般の家庭、当然低所得者の方々には、要保護準要保護のそういった支援がございましたけれども、一般の方々につきましても、私ども霧島市といたしましては、いち早く公会計化にふみ込んだことによりまして、低廉な給食費、小学校で今、月で4,400円、中学生で5,000円、中学3年生に限っては4,800円ですけれども、この給食費というのを、他の自治体と比較いたしましても、そこまで高くない、逆に言えば、低いほうの給食費であるというふうに我々は認識しているところでございます。

○委員長（松枝正浩君）

課長すいません、先ほど答弁にありました、就学援助の数字ですけれども、正確なものを後ほどお答えいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

はい、承知しました。

○委員長（松枝正浩君）

休憩いたします。

「休憩 午前10時24分」

「再開 午前10時25分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。ほかにございませんか。

○委員（宮田竜二君）

私はアバウトな数字を聴いてもいいですかね。口述書の中に食材費が5億円、給食費、財源が必要という口述があるんですけれども、アバウトな数字で結構です。今の学校給食の中で、この前もちょっと一般質問しましたが施設整備、年度によって当然違うんでしょうけども、もうアバウト、平均的に施設、学校給食センターの維持管理費とかそういうのがありますよね。そういうのとか、あと、調理をされる方の人件費、要は食費が5億円、それ以外に幾らぐらいの金額が、大体1年間掛かっているのかというのを教えてください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

こちらにつきましても、ちょっとアバウトではございますけれども、後ほど答弁したいと思います [37ページに答弁あり]。

○委員（山口仁美君）

物価高騰に伴う食材費の高騰分の超過分を市のほうで負担を頂いておりますけれども、これが昨今であると、どんどん食材費高騰していっていると思うんですけれども、どのような傾向にあるのか、これはアバウトで構いませんので、どのような傾向にあるのか、お願いします。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

まず、食材費の推移につきまして申し上げたいと思います。私会計時であった令和3年度、この頃はまだそこまで物価高騰もなかった頃だと記憶しておりますので、このときから令和6年度までをちょっと比較していきたいと思いますが、令和3年度の食材費が、5億9,191万924円。令和4年度が6億2,622万6,503円。ここで、対前年度比5.8%の増。それか

ら、令和5年度が6億4,589万432円、この年から公会計化スタートいたしましたけれども、このときで対前年度比3.1%の増ということで、頂いた給食費というのは6億339万5,977円でございますので、当然その差額分、4,249万4,455円、これ米飯加工賃も含まれますけれども、こちらにつきましては、市の持ち出し分、一財ということになっておりまして、特にまた令和6年度で、今まだ見込みですけれども、6億6,200万円ぐらいになるのではないかなど。今年度よりさらに2.4%ほど増えるのではないかなどというふうに考えておりまして、給食費との差額、約6,000万円ほど市の持ち出しが、やはり年々増えている状況でございます。

○委員（山口仁美君）

高騰分の負担をしていただいているのは非常にありがたいことだと思うんですけれども、参考までにこの令和3年から6年までの児童生徒数、児童生徒数で割れば1人当たりが大体出るのかなと思いますので、これは大きく変化していないけれども食材費がこれだけ掛かってきているという理解でよろしいのか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

児童生徒数につきましては、僅かではありますけれども微減という形で、少しは減ってはきております。ただ、我々が想定する以上に、物価高騰の波というのは大きいのではないかなどというふうに感じているところでございます。

○委員（有村隆志君）

これはもう陳情者から心配されていたんです。むしろ、霧島市産の量を、何て言うんですかね、無償化するのに、霧島市産の中で、食材を低廉なのはいいんだけど、給食の品質が段階的に下がる点も懸念されるため、現状の品質確保に注視、国へ財源確保の要望というようなくだりがありました。これは懸念、なっていないので、どうとも言えないことですが、そういうお考えはないというふうに私は思っておりますけど、こんなして今現状、お金の負担をされているし、お米のほうについても市のほうで出していただいているわけですので、そういうことはないということで、御答弁を頂きたいと思います。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今、有村委員から御指摘ございましたけれども、本市といたしましては、質・量を落とすことなく、当然、質につきましては、カロリーベースで計算もしっかりしておりますので、そういったところは、食材費が高騰したからといって落としていることはございません。

○委員（山口仁美君）

もし、出ればですけれども、他の自治体と比較して低廉だということですので、大体平均的なところでも構いませんので、昨今のこの物価高騰に際してほかの自治体でどのような給食費の状況にあるのかといったことも、分かればお示してください。

○学校給食課学校給食管理グループ長（塩川辰史君）

今、他市の状況ということなんですけれども、鹿児島市を我々確認しております。鹿児島市は、小学校の自校方式で295.52円、センター方式で280.81円と、小学校でそうっております。中学校にしましては、鹿児島市346.17円、センター方式で329.39円になっております。霧島市においては小学校248.21円、中学校で282.05円となっております。先ほど課長のほうか

ら小学校4,400円、中学校5,000円というふうに説明がありましたけれども、県内の給食費の平均が小学校4,631円、中学校が5,427円となっております。これに関しましては、全国平均も押さえておまして、全国平均が小学校で4,688円、中学校が5,367円となっております。

○委員（山口仁美君）

今、頂いた数字の確認なんですけれども、1食当たりの費用を出していただいたかと思うんですけど、この費用は、保護者の負担する費用なのか、実際使われている費用なのかをちょっと確認させていただいていいですか。結局、本市の場合は食材高騰分については市で補填をしているので、実際、使っている金額とその保護者が払っている1食当たりの金額は違うと思うので、今さっき、おしり頂いたのはどちらの数字ですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

ただいま塩川グループ長が申し上げた数字というのは、給食費でございます。保護者負担。

○副委員長（野村和人君）

口述の最後に、今後も国の動向を注視というふうにございます。今、いろいろ協議はされているように国のほうもあると思うんですけど、今現状、皆さんのほうでどのような協議、どういう段階であるかというのを把握している範囲で御提示をお願いいたします。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

ただいまありましたけれども、昨年、文部科学省では、6月の閣議決定におきましてこども未来戦略方針、こちらにおきまして、同年9月に、全国の学校給食費の無償化を実施する自治体の取組実態等について調査を行い、そして今年度6月にそれが公表されたかと思えます。全国1,794自治体のうち、547自治体、約3割の自治体が小学校・中学校で給食費の完全無償化を実施しているということが分かりました。そこから国といたしましても、無償化に向けた議論が今進められておりますけれども、様々な課題がございます。給食の実施する状況、完全給食を行っているのが全国で小学校では約99%、中学校になりますと約90%というふうな違いもございます。それから、保護者負担にも大きな差が、先ほどもちょっと答弁で申し上げましたけれども、小学校で4,000円から高い自治体になると5,000円以上、中学校でも4,500円から6,000円以上というような、すごい幅があるようでございますので、そういったところの課題を整理する必要があるのではないかなど。公立の小中学校に行っている子どもたちの給食費だけを無償化すればそれでいいのかというような、給食を実施してない自治体の子どもたちをどうするのか、あるいは不登校の児童生徒をどうするのかというようなところなんかも、やはり国としては大きな課題になってくるのではないかとということが今議論されているところでございまして、ちょっとまた古い数字になりますけれども、令和3年度当時の給食費、全国の給食費の平均額で、全国の児童生徒数に単純に掛け合わせた機械的な数字で申し上げますと、年間、もし無償化した場合、年間4,600億円程度掛かるというふうなことが、文部科学省のほうで計算された数字が出ておりましたけれども、今現在、もうかなり物価が高騰しておりますので、さらに、増えて5,000億円以上掛かるのではないかとこのようにも言われておりますので、そういった財源の問題であったり、先ほど申し上げたような課題、そういったところが今、国のほうで議論されている状況でございます。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにごさいませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第7号についての執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時38分」

「再開 午前10時51分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第96号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第96号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第96号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書の27ページを御覧ください。霧島市立大田幼稚園を令和7年3月31日限りで廃園することに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、教育総務課長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○教育総務課長（林元義文君）

議案第96号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書は27ページ、新旧対照表は35ページです。大田幼稚園の園児数は、令和元年度の12人から毎年減少し、令和5年度は新入生の応募はなく、前年度からの継続である3人のみの見込みとなりました。このため、このままでは幼稚園教育の効果が十分には得られないと判断し、3人の受け入れ先を調整した上で、令和5年4月から休園しています。休園後、現在まで大田幼稚園に関する問合せ等はなく、今後も園児の入園が見込めないことから、廃園の手続きを進めることとし、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の別表第1から霧島市立大田幼稚園の項を削除しようとするものです。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

確認ですけれども、この霧島地区においては、その他の保育幼児教育施設等は、今どういう状況といたしますか、子どもの数に対して足りているのかどうか、お伺いします。

○教育総務課教育政策グループ長（山内 太君）

霧島地区でお答えいたしますけれども、押さえている数字は令和5年5月1日現在ですけれども、大田幼稚園のほかに三つの認定こども園が、幼保型の認定こども園がございまして、定

員の合計といたしましては、大田幼稚園を含めまして170名、これに対しまして、令和5年4月1日現在の園児数は126名ということになっておりまして、またあわせまして、霧島地区における平成30年4月2日から令和6年4月1日に生まれた子どもの数と言いますと、これが92名ということになっておりまして、いずれも定員170名を下回っている状況でございます。

○委員（山口仁美君）

今のお答えでございますと、今後も、今の状況が続くと思われるので、廃園にしてもそう大きな影響はないということよろしいでしょうか。

○教育総務課長（林元義文君）

はい、そのとおり考えております。

○副委員長（野村和人君）

今回、この廃園に伴って、今まで大田小学校の施設内を使ったりしていたと思うんですけども、大田幼稚園専用の施設というのは今まであったのかどうか確認したい。

○教育総務課長（林元義文君）

委員おっしゃるとおり、大田小内に大田幼稚園開設しておりまして、3教室ほど小学校から改造して使っておりました。それとあわせて園庭をちょうど教室の前につくってございまして、それが園の専用の園庭と。遊具も設置して使っていたところです。

○副委員長（野村和人君）

園庭も含めまして、今後、どのような活用を考えていらっしゃるのか、御答弁をお願いします。

○教育総務課長（林元義文君）

現在もう教室については、学校のほうで、廃園前でありますけど既に教育相談室、休憩室、研修室等で活用しております。遊具につきましては、低学年の子どもたちが滑り台、ちょっとした滑り台等ありまして、低学年の子どもたちが使えるのではないかとということで、学校とは遊具は残す方向で考えているところです。

○委員（有村隆志君）

廃園ということございまして。今まで3校あったのが2校になったということで、前から、民営化してやってきたわけ、保育園はですけど。幼稚園についてちょっと考え方を、市の教育委員会として、今後も足りなかったらもうやめていくという考え方なのか、それとも市独自としてこの教育機関として、幼稚園を1校だけでも残して、研究、子どもさんたちの応援していくために残すとか、そこら辺の方針というのはどのようになっておりますか。

○教育総務課長（林元義文君）

今、幼稚園について、公立幼稚園について2園あるわけですけども、富隈幼稚園の園児数が現在29名、陵南幼稚園は12名在園しておりまして、当面、公立幼稚園は維持していくことと考えているところですが、園児数の減少によっては、両園とも、学校施設と隣接しているの、学校施設としての活用も視野に入れているところです。もう既に陵南幼稚園については1教室をもう学校のほうで改造して利用しているという現状もございまして。

○委員（有村隆志君）

分かりました。保育園が認定保育園、幼稚園が、今、民間のほうで、認定保育園という形で、両方、保育園の機能と幼稚園機能をあわせ持ったものがあるということで、今後はその方向でいいということで理解したんですが、それでよろしいですか。

○教育総務課長（林元義文君）

今、少子化を迎える中で、認定こども園等、多数存在しておりますので、あえてまたここで公立をとると、民業の圧迫等もありますので、現状を維持し、他方は民間に任すというようなことを考えているところです。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにごぎいませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第96号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時00分」

「再開 午前11時01分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第97号 霧島市立学校施設使用条例及び霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第97号、霧島市立学校施設使用条例及び霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、審査をします。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第97号、霧島市立学校施設使用条例及び霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書の28ページを御覧ください。市営体育館において折り畳み観覧席の使用料を新たに設定することや、令和7年4月から供用開始する霧島市立霧島中学校弓道場に霧島市霧島弓道場の機能を移転することに伴い使用料を新たに設定すること等から、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、関係課長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○教育総務課長（林元義文君）

議案第97号、霧島市立学校施設使用条例及び霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正のうち、霧島市立学校施設使用条例の一部改正について説明します。議案書は28ページから30ページ、新旧対照表は36ページです。令和7年4月から供用開始する霧島市立霧島中学校弓道場に旧霧島公民館の隣にある霧島市霧島弓道場の機能を移転することに伴い、使用料を新たに設定するため、霧島市立学校施設使用条例を一部改正しようとするものです。今回、新たに設置する霧島中学校弓道場の照明使用料は、一般利用で100円、児童生徒の利用で50円とするものです。なお、照明使用料の算定については、施設の消費電力等を参考に算定し

ております。以上で説明を終わります。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

議案第97号、霧島市立学校施設使用条例及び霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正のうち、霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明します。議案書は28ページから30ページ、新旧対照表は36ページから38ページです。霧島市立霧島中学校弓道場に霧島市霧島弓道場の機能を移転することや経年劣化等により利用者のいない霧島市隼人相撲道場を廃止すること並びに、桝志田体育館に新たにアルミ製折り畳み観覧席を設置することに伴い、その使用料を定めるため、霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例を一部改正しようとするものです。なお、アルミ製折り畳み観覧席の使用料は、1組1日につき220円とし、使用者が入場料を徴収する場合にあっては440円といたします。使用料については、減価償却計算の定額法及び他自治体の類似備品を参考に算定しております。以上で説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○副委員長（野村和人君）

まず、霧島中学校の弓道場の件ですけれども、児童生徒も50円徴収するというございですが、霧島中学校の生徒もあわせてのことだとは思いますが、これについては減免とかそういったものを考えていらっしゃるのか確認をさせていただきます。

○教育総務課長（林元義文君）

この利用料金の設定につきましては、学校開放事業時に使う使用料となっておりますので、部活とか、ふだんの学校活動において徴収するという意味ではございません。

○副委員長（野村和人君）

それでは、一般利用の方々の出入りとかそういったことについては制限がかかっている。校内ではあるんですね。そういったところに、土日とかというところで、ほかのところの施設内には入らないようにとかそういう工夫があるのか、別にそこまであわせて開放するという考え方なのか、そこら辺について御説明を頂けますか。

○教育総務課長（林元義文君）

今現在、設置を進めている弓道場につきましては、学校の校舎から若干離れているところにございまして、現在、プールがあるんですけれども、その横に設置することとなっております。当然、施設内には入れないようにしておりますけれども、周辺については、道路からすぐ入れるところですので、オープンな形になっているところでもありますけど、施設内には自由に入れられないという形になっております。

○委員（山口仁美君）

この霧島市隼人相撲道場というのは、住吉の稻荷山公園のところかなと、地図を検索したところ思うんですけれども、ここは利用者がいないということで廃止をされるということなんですけど、もう設備、施設といいますか土俵というか、あれ自体も撤去したりするのか、ただ用途として廃止するだけなのか、お伺いします。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

委員が今おっしゃったとおり、相撲道場の場所につきましては、富隈小学校の道路向かい、旧富隈城跡の稲荷山公園内にございます。一番南側にあるんですけれども、相撲道場、土俵が本当あるだけでございまして、屋根があるとか、電気が引っ張ってあるとかそういうところではございません。先ほど申し上げましたとおり、もうここ10年ほど利用実績がないということでございますので、今回、提案したところなんですけど、土俵を今後どうするか。壊すのか、それとも、というところについてはまだ、現時点では決まっていないところでございます。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休憩 午前11時10分」

「再開 午前11時10分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

おっしゃったとおり、用途廃止のみの提案でございます。

○副委員長（野村和人君）

栴志田体育館のほうのお話をお聴きしたいと思います。これは折り畳みで保存されていて、そのときそのときに設置が必要になるのだろうと思うんですけども、その設置については、どちらの負担、施設の管理側がなのか、使う方々が設置の作業されるのか確認させてください。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

設置するのは、利用者側の方をお願いします。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

[[「なし」という声あり]]

ないようですので、以上で、議案第97号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時11分」

「再開 午前11時13分」

○委員長（松枝正浩君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第 98号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第112号 指定管理者の指定について（霧島市いきいき国分交流センター）

△ 議案第113号 指定管理者の指定について（サンあもり天降川地区共同利用施設）について

○委員長（松枝正浩君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第98号、霧島市立公民館の設置及

び管理に関する条例の一部改正について、議案第112号、指定管理者の指定について（霧島市いきいき国分交流センター）及び議案第113号、指定管理者の指定について（サンあもり天降川地区共同利用施設）について、一括して審査をします。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第98号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書の31ページを御覧ください。霧島市福山公民館の複合化による改修に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものです。次に、議案第112号、指定管理者の指定について、説明します。議案書の76ページを御覧ください。霧島市いきいき国分交流センターについて、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。次に、議案第113号、指定管理者の指定について、説明します。議案書の79ページを御覧ください。サン・あもり及び天降川地区共同利用施設について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、社会教育課長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○教育部参事兼社会教育課長（赤塚孝平君）

議案第98号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書の31ページを御覧ください。今回の改正は、福山公民館の複合化に伴い、霧島市福山公民館に係る部屋名及び基本使用料の額を改めるもので、部屋名を大会議室、中会議室、小会議室とし、それぞれの部屋の面積に応じた基本使用料に改めるものです。次に、議案第112号、指定管理者の指定について、説明します。議案書の76ページを御覧ください。現在、株式会社エルグ・テクノを指定管理者としている霧島市いきいき国分交流センターについて、令和7年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、株式会社エルグ・テクノから応募があり、株式会社エルグ・テクノが指定管理者として選定されました。これに基づき株式会社エルグ・テクノを、令和7年度から5年間、指定管理者として指定しようとするものです。まず、配付した資料の募集要項に沿って募集条件等について説明します。3ページの募集要項の4を御覧ください。指定管理者が行う業務として（1）施設の維持管理に関する業務（2）施設の使用許可等（3）その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。また（4）市の要請により、避難所や災害対応拠点等として使用する際は、協力することとしています。次に、同じく3ページの募集要項の6の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は利用料金の収入、雑入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第7号に債務負担行為を計上しておりますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費としてお支払いします。次に、7ページの募集要項の14の選定方法については、指定管理候補者選定委員会にお

いて、各委員が（２）の「審査基準と配点」に沿って審査し、申請者のうち第一位とした委員数が最も多いものについて指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。「事業計画の内容が、市民の平等な利用確保及び当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか」については、配点30点。「事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」については、配点20点。「事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか」については、配点30点。「その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項」については、配点20点。合計100点となっています。また、選定委員会の審査後は、指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定することとしています。次に、19ページ「令和6年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）」に沿って、選定委員会における審査経過等について説明します。まず、委員構成について21ページを御覧ください。内部委員が新町副市長、内副市長、小倉総務部長、藤崎企画部長、上小園教育部長、外部委員が永田委員、常盤委員、小屋敷委員、橋元委員の計9人となっています。次に、22ページ「4 審議経過」について説明します。今回の選定委員会は、3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、現地視察を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聴きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいか、否かを審査し、選定意見をとりまとめています。次に「5 審査方法」について説明します。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた「審査基準と配点」に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行いました。次に、審査に当たっては、30ページの指定管理候補者選定審査表を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。また、こちらの評価結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、26ページの市長報告書を御覧ください。株式会社エルグ・テクノの合計点数は、900点満点中681点です。主な選定意見として、プール施設ポイントカードを作成し、当該指定管理者が管理する他のプール施設間の相互利用による利用促進に努める点を評価する。施設内外のハザードマップの作成、定期的な巡回を実施し、事故の未然防止に努める点を評価するがありました。次に、議案第113号、指定管理者の指定について、説明します。議案書の79ページを御覧ください。現在、有限会社サザンエステートを指定管理者としているサン・あもり及び天降川地区共同利用施設について、令和7年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、有限会社サザンエステートから応募があり、有限会社サザンエステートが指定管理者として選定されました。これに基づき有限会社

サザンエステートを、令和7年度から5年間、指定管理者として指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明します。議案第112号でも説明した、募集要項のうち3ページの「4 指定管理者が行う業務」及び「6 管理に要する経費」並びに7ページの「14 選定方法」、「令和6年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）」のうち22ページの「2 委員会名簿」、23ページの「4 審議経過」及び31ページの「指定管理候補者選定審査表」については、議案第112号と同様ですので説明を省略します。評価結果や当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、27ページの市長報告書を御覧ください。有限会社サザンエステートの合計点数は、900点満点中、642点です。主な選定意見として、利用者の満足度向上を目指し、施設の美化・環境維持等に取り組む姿勢を評価する。スポーツ講座や芸術・文化講座、ロビー展等、幅広い年代層を対象とした様々な自主事業を積極的に計画し、各種マスメディアを活用して広く参加を呼び掛ける点を評価するがありました。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第98号についての質疑はありませんか。

○委員（有村隆志君）

回答は分かっているんですけど、すいません。今回、会議室の使用料が少し新たなのほうで下がった。下げている理由は、そういう決まりがあって下げたんだと思うんですけども、そういうことですか。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

部屋の料金設定につきましては、部屋の面積に応じた形で設定しておりますので、そのような形になっております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第112号についての質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

112号なんですけれども、今までと同じ管理者ということになるかと思いますが、今までと違う内容とかそういった提案等があったのか、それが実際、実行されていく予定があるのか、お伺いします。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

新しい提案としまして、オンライン予約システムなどを充実させていくといったような内容がございました。

○委員（有村隆志君）

分かれば。応募業者が23ページに書いてありますよね。これだけこれが応募があった業者ということで、この配点数は、この中で一番高かったのはエルグさんだったということでよろしいですか。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

23ページの申請団体一覧というのは、いきいき国分交流センターだけではないような形の施設も含んでおりますので、いきいき国分交流センターにつきましては、エルグ・テクノさん1者という形でございます。

○委員（有村隆志君）

確認ですけど、申請は1者しかなかったということですか。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

そうです。

○委員（有村隆志君）

なかったということなんですけど、一応、お声掛けはしたけど、なかったということでしょうか。

○教育部参事兼社会教育課長（赤塚孝平君）

結論から言えばそういうことなんですけれども、やはりこのいきいき国分交流センター、スポーツ施設を備えた、ある程度の専門的なノウハウを持った管理者、業者でないとなかなか対応が難しいのかなというところで、霧島市内を見回したところ、そういう施設を管理できる場所というのが、ほかに手を挙げるべき業者がなかったものと、エルグ・テクノさん以外に、どこか可能などころがあるかなあと考えるんですけれども、なかなかそのプール施設であるとか体育施設であるとか、あとトレーニングジムの運営であるとか、そういったところを細かに運営できる業者というのがちょっと見当たらないなというふうに感じております。

○教育部長（上小園拓也君）

ただいまの社会教育課長の答弁に加えまして、市としましては、この指定管理者の公募に当たっては、広報誌、あるいはホームページで広く呼びかけているところがございます。結果として、1者しか応募がなかったというところがございます。

○副委員長（野村和人君）

審査の基準及び審査内容のところの1番のところでは、施設の効用を最大限に発揮させるものというふうでございます。そして、審査内容についても、自主事業を推奨されたりしているようでございます。ですが、市長報告の中にもありますように、ホームページ等はあるもののSNSがないというようなお話になってきているのかなというふうに思いますが、霧島市として、ホームページ等にはリンク先等もないようでございますけれども、そのような支援、後方支援じゃないですけども、そういったことは何かやってらっしゃることがあればお示してください。

○教育部参事兼社会教育課長（赤塚孝平君）

すいません、確認ですけど、今おっしゃったリンクがないというのは、霧島市のホームページからエルグ・テクノにつながるリンクがないというようなことで、あったと思う——あるはずなんですけれども [同ページに答弁あり]。

○委員長（松枝正浩君）

確認をしていただいて、また答弁頂けますでしょうか。休憩します。

「休 憩 午前11時33分」

「再 開 午前11時33分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。

○教育部参事兼社会教育課長（赤塚孝平君）

今、確認したところ、委員のおっしゃる入り口からはちょっと見当たらなかったようです。今のホームページでいいますと、社会教育施設一覧のページに、エルグ・テクノのホームページにつながるところがリンクされているところがありますので、これをここだけではなくて、もっとほかの入り口からも、ページからも入れるように、ちょっと使い勝手のいいように、改善したいというふうに思います。

○副委員長（野村和人君）

検索されるのはここだと思うんです。利用できるようお願いいたします。それから、事業報告を9ページのところでするようになっていっているようでございます。毎年度30日以内、それと月例事業報告については、指定する期日というふうに表現されているんですが、ここはどのぐらいの期日になっているのか、あまり近過ぎても大変なことだろうと思いますし、その辺について御説明をお願いいたします。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

月例のほうですけれども、指定管理者のほうから日程調整のほうがありまして、大体1か月以内には、月例の報告をもとに、報告を受けて確認をしております。

○副委員長（野村和人君）

委員長交代します。

○委員長（松枝正浩君）

今、この事業者の提案を見させていただきますと、非常にいい提案が上がってきておりまして、この期に対しても非常に期待ができるところであるというところを感じたところでありまして。ちょっと気になる点では、32ページにある第1月曜日の休館を撤廃しますとか、これが対応がどうなるのかなというところもありますけれども、市内の循環ふれあいバスの活用とか、それから声をかけやすい体制、雰囲気づくり、そしてまた、県外からの利用者を増やし霧島市の観光につなげていきます。そして、自主事業では、医療・介護費の軽減に寄与しますといったところで非常に幅広くなされているように思います。恐らくこの体制を維持していくとなりますと、非常に利用者も増えていくのではないかなというような期待が持てるわけですけれども、この36ページにある相談苦情、苦情等が前回、前期、今年、昨年までの間の中で、どのような推移をなさっているのかお示し頂けますでしょうか。

○教育部参事兼社会教育課長（赤塚孝平君）

申し訳ありません、苦情の件数の推移については、ちょっと状況把握していないところで。内容としましては、やはり多いのが、施設の老朽化に伴う関連した、そういうものが多いようございます。予算の範囲内で修繕とか改善を実施したり、うちの社会教育課の協議をしたりして、直近でも、ちょっとプールの不具合がございまして、早急に修繕を行ったところで

す。そういう苦情というか要望等については、やはり施設に関するものが多いようでございます。あと、利用する上でのトラブルといえますか、利用者間のトラブルとか、そういうものはあまり聴こえてこないのかなというふうには受け止めております。

○委員長（松枝正浩君）

そうなのかなと今お聴きして、そうなのかなと思ったところではあります。これを利用しやすい形で提供していただきたいなというふうに思います。それから、価格の面で少し気になるところがあったんですけども、この基準価格の18ページの光熱水費が859万3,795円ということで示されておりまして、46ページに相手方から出てきております収支予算書の中で下段ですけども、898万4,000円ということで、少し事業者なので高い数値が示されているわけですけども、近年、物価高騰、この光熱水費の価格というものも上がっておりますけれども、この辺の設定する中での価格。このものと、この提出された価格、この辺をどのように見ておられるのか、少し御説明頂けますか。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

基準価格につきましては、過去の実績になります。あと、提案のほうにつきましては、申請者のほうの見込みになりますので、こちらの提示した基準価格に対して、向こうのほうが、それぐらいの額になりますということで申し込んできていますので、もうそこはその額でやれるものだというふうに考えております。

○副委員長（野村和人君）

委員長を交代します。

○委員（山口仁美君）

先ほどいきいき交流センターのほうが新しくまたオンラインの予約システムが始まるということが新しい提案ですとあったんですけども、本市の公共施設予約システムの御利用案内というところを見ると、いきいき交流センターをオンラインで予約できることになっていて、そこからリンクをたどっていくと、ここのホームページ行き着くんですけど、そこからは予約ができないという、市民の目線から見ると、いったい予約できるのかできないのかどうなってるんだってというような状態になっています。これは指定管理者の話ではなく、内部の調整の話ではないかなと思うので、改めてこの指定管理者にお任せするだけではなく、施設の利用をされたい方が検索をして、どういうルートで予約をして、予約がかなうのかといったところがちゃんとうまくいってるかどうか、改めて確認をするお考えはないかお伺いします。

○教育部参事兼社会教育課長（赤塚孝平君）

ご指摘ありがとうございます。当然、使い勝手のいい、利用者が使い勝手のいいシステムでなければ意味をなさないものというふうに解しておりますので、もう一度検証して、そういう不具合のないように、御不便をおかけしないように改善を図りたいというふうに思います。

○委員（山口仁美君）

同じく、サン・あもりのほうとか、それから、天降川共同利用施設のほうも、同じように、きちんとした案内ができるように内部で調整をしていただきたいということは、これはもう御要望しておきます。この指定管理者を継続してお願いするに当たって、共同利用施設とサン・

あもりをお願いしているサザンエステートさんなんですけれども、非常に掃除とかもしっかりしていただいている印象があるんですが、一方で、施設の老朽化がかなり激しくて、使い勝手が悪いところ、壊れているところたくさんあるんですけれども、指定管理の場合、10万円までは指定管理者のほうでというようなお話がございますけれども、ここの部分は、管理者側とはどのような協議になっていますか。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午前11時41分」

「再 開 午前11時41分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。112号について、ほかにごございませんでしょうか。休憩します。

「休 憩 午前11時42分」

「再 開 午前11時42分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

先ほど新しい施策は何かないのかなという話がありましたときにオンライン予約システムの活用という形でお答えさせていただきました。それにつきましては、この市のオンライン予約システムを活用していった利便性の向上につなげるような形になるかと思っていますので、別々のシステムではございません。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午前11時43分」

「再 開 午前11時43分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。議案第112号はよろしいですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第113号についての質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

失礼しました。113号、サザンエステートさんのほうにお願いをするということになりそうですが、サン・あもりそれから天降川地区の共同利用施設、掃除等もよくしていただいているというふうに評価しているんですけれども、一方で老朽化がかなり進んでいるので、利用者のほうからは、修繕を求める声なども結構あるようでございます。そういった面で指定管理者のほうに10万円までの修繕はお願いする部分もあるんですけれども、老朽化が進んでいる分、手を入れなければならないところがたくさんあると思うので、こういったところは指定管理者との間でどのような協議をしていく予定でしょうか。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

委員のおっしゃるように、老朽化のほうが両施設とも進んでいるような形になっていますので、必要な修繕については、指定管理者のほうでできる修繕、それからやはり額のほうがちょっと大きくなってきますと、市のほうで修繕する形になってまいりますので、管理者からの報告なり要望なりというのも受け止めながら、こちらのできる修繕、更新等は、こちらのほうでやっていきたいというふうに考えております。あと、7年度からの指定管理につきましては、30万円までというような形にあそこのほうはまた変更になりますので、よろしく願います。

○委員（山口仁美君）

少し具体的にお伝えしておきますと、天降川共同利用施設の調理施設、もう下のほうがタイルが剥がれたり割れたりとか、結構大きな部分といいますか、いろいろ転んでしまいそうな部分とかあります。衛生的にも調理施設ですので、衛生的にもどうなのかなと思うような部分もあったんですけども、補修として見てしまうと、多分30万円以下になるでしょうし、もうタイルを1か所剥がれているところ、一、二箇所修繕といいますか、そういう形だと軽微とみなされるでしょうし、全体的にやはりやらないといけないとなると大きくなると思うので、捉え方によって、大分変わるのかなというふうに思うんですけども、そういった施設がどうあるべきかというような話などは指定管理者としていけるのかどうか、お伺いします。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

今、委員のほうからありましたように、修繕の規模でしたりとか、どこまでするかというような形につきましては、管理者のほうと協議しまして、軽微なものについては管理者のほうにお願いしますけれども、やはり、おっしゃったようにちょっと大規模にやったほうがいいのではないかなという形になりましたら、こちらのほうで修繕をしていくような形になると思いますので、その辺は指定管理者と協議して、内容をどこまでするかというような形も詰めて進めていきたいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。休憩します。

「休憩 午前11時48分」

「再開 午前11時49分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、以上で、議案第98号、議案第112号及び議案第113号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時49分」

「再開 午前11時50分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。審査前に西溜学校給食課長より、先ほどの陳情の審査における答弁をお願いいたします。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

先ほどの陳情の中で、山口委員から質問を受けました件、アバウトな数字で申し訳ございませんでした。就学援助につきまして、令和5年度の決算ベース、給食費における就学援助の認定者数2,714名、金額にいたしまして1億32万7,532円。給食費に対する認定率は24.9%でございました。申し訳ございませんでした。それから、先ほど有村委員からでしたかね、食材費以外の、学校給食法という第11条の第1項に当たる人件費であったり、その他維持管理費に関わる部分でございますけれども、学校給食センター運営事業、それから単独調理場の運営事業、二つの事業を持っておりますので、合計いたしまして、こちらも令和5年度の決算額になりますけれども、人件費で1億9,968万1,936円、その他施設の維持管理費等で4億5,342万4,546円。合計いたしまして6億5,310万6,482円でございます。

△ 議案第99号 霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第99号、霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第99号、霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書の33ページを御覧ください。図書館利用の実態等に合わせ、霧島市立国分図書館、横川図書室及び牧園図書室の開館時間及び休館日の見直しを行うため、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、国分図書館長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○教育部国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（福永義二君）

議案第99号、霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書は33ページから34ページ、新旧対照表は39ページから40ページです。まず、国分図書館について説明します。開館時間については、現行は21時までとしているところ、国分図書館の利用者の実態に合わせ、19時までにするものです。また、休館日については、現行は12月29日から翌年の1月3日までの日としているところ、8月を除く毎月第3火曜日を追加しようとするものです。次に、横川図書室は、開室時刻を現行では9時からとしているところ、現在の運用実態に合わせ、8時30分にするものです。また、休館日については、現行は火曜日・祝日としているところ、月曜日・日曜日・祝日に変更しようとするものです。なお、12月29日から翌年の1月3日までの日を休館日にするということについては、変更はありません。次に、牧園図書室は、休館日を現行は12月29日から翌年の1月3日までの日としているところ、牧園総合支所の休務日に合わせ、土曜日・日曜日・祝日を追加しようとするものです。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

主に利用時間の開館時間の変更ということであるんですけども、利用者の実態に合わせということですので、どのような実態があるのか、少し詳しく教えてください。

○教育部国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（福永義二君）

利用者統計をとって見たところ、午後7時以降の入館者、貸出利用者の割合が少ないことが判明をいたしました。具体的には入館者が全体の3%程度。貸出利用者は4%弱程度ということになっております。

○委員（山口仁美君）

この変更にあたっては、この時間帯でしか利用できない方もいる可能性はあるかと思うんですけども、来られている方等にヒアリングをされたりはしていらっしゃいますか。

○教育部国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（福永義二君）

特段ヒアリング等はいたしておりません。

○委員（山口仁美君）

今後、もしこの時間帯に利用をしたいというような強い声があった場合には、またそのときに考えるというお考えなのか。もう3%なので、もう声も今後も聴く予定はないのか、その辺、ちょっと難しい質問にはなるかと思うんですけども、どのような意向でしょうか。

○教育部国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（福永義二君）

今の御質問でございますけれども、利用者統計というお話をいたしました。実は、私ども8月の入館者が一番多い。年間を通して8月の利用者が一番多いので、8月について、では、夜間の利用も増えるのではないかという仮説を立てて統計をとりました。すると、曜日別も含めて、夜間の利用入館者は3%ということが分かりました。夜間というのが19時以降の入館者ということになりますが、そういったことを加味いたしますと、今、御指摘のあったこの時間にしか使えないという方というよりは、その時間を好んでみえているのであろうとは、推測いたしますけれども、では、その以前の時間帯で御利用も可能であろうし、もう一つは、新型コロナ感染症が発生して、蔓延していた時期に開館時間を一定程度短くして運用していたこともございました。そういった実績もございますので、私どもといたしましては、強い声というのがどのぐらい強い声になるかは、ちょっとまだはかりかねておりますけれども、19時の運営でも、さほど支障は出ないのではないかというふうに予測しているところでございます。

○委員（有村隆志君）

今回、国分図書館の利用時間が、9時から午後7時までということになって、その間に便利なシステムがありますよね。予約して借りられるようになっている。そこら辺を加味して、私もよく、実は7時以降に行く部類なんですけど、無くなるのは寂しいような気がしますけど、目的があって本を探しに行ったときが多いので、例えば予約の中からちょっと探して、ぱあ

と探したら、これが借りられそうやなど、それで予約ということもできると思うんですけども、今、その引換えにそういったのをやってらっしゃるので、そこが増えてきたのかどうか、そこが大事じゃないかと思うんですが。

○教育部国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（福永義二君）

蔵書検索システムが、まず一つございます。今、御指摘あったように、2館5室、全ての図書館、図書室の蔵書をインターネット上、スマートフォンとかで検索できるようなシステムを導入いたしておりますが、そちらへのアクセス数が令和5年度で42万件強ございました。また、こちらへのスマホからの検索は年々増えているというような状況もございまして、非常にたくさんの方が御利用いただいていると思います。また、令和5年度の貸出しロッカーの利用者数、全体で3,600件余りということで、年々増えている状況でございます。ちなみに国分では3,400件以上御利用いただいております。ほとんどが国分の利用者の方でございます。こういったことを今御指摘のあったように、さらに周知を重ねて、夜7時以降に御利用になりたい方につきましても、御不便をかけないような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○委員（山口仁美君）

あと一点だけ確認をさせていただきます。今回、開館時間が短くなるわけですがけれども、これによる財政的な影響というのはどの程度あるのか、お伺いします。

○教育部国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（福永義二君）

あくまでも試算の段階でございますので、今、予算担当の主幹等と練っているところではございますが、大きく分けて人件費と光熱水費があらうかと思えます。光熱水費はもう、床面積の割り崩しになりますので、そちらのほうは試算しておりません。人件費のほうは、粗く計算したところで、120万円ぐらいは落とせるのではないかというふうに考えているところです。

○委員（有村隆志君）

これは利用者の側で、私もよく行ったときに、子どもさんたちが学習室で学習してるよね。そこの扱いもできないということになるのですか。

○教育部国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（福永義二君）

御指摘のとおり、19時までで学習室を閉鎖する予定にしております。と申しますのも、現在、高校生は、各学校との申合せで19時で利用を終了していただいております。残っているのは、一般の方のみという形になるんです。ですので、学生さんについては、中学生、高校生については大きな影響を受けないであろうというふうに考えているところでございます。

○委員（山口仁美君）

最後になるかと思うんですが、横川と牧園のこの運用実態に合わせて時間を早めてみたりとか、それから、休館日を変えてみたりといったことも提案の中に入っているんですけども、この背景を少し教えていただいていいでしょうか。火曜日から月曜日に休館日が変わったりと

かいうところがあるので、なぜ月曜日なのかなあとかいうところとかも教えていただけると。

○教育部国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（福永義二君）

こちらについては、もうあくまでも運営実態ということで御提案をいたしましたけれども、もう少し分かりやすく申し上げますと、条例改正が追いついてなかったというような言い方でよろしいのでしょうか。館長の権限で運営はある程度、柔軟性を持たせられるように条例上なっておりますので、館長の権限でそれぞれの館から出てきた、休館というような形でのをずらしてやらせていただいたのですが、それが現在こういう形で進んでいるので、では、もう条例もしっかりそれに合わせましょうと、今回、国分図書館の運営を大きく見直すということにあわせて、そちらのほうも、運営に合わせてもらおうということで提案をいたしましたところで。

○委員（山口仁美君）

ということは、今現在もこの形で運用をしていて、条例を合わせるといった形ということでよろしいでしょうか。

○教育部国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（福永義二君）

御指摘のとおりでございます。申し訳ございません。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第99号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時04分」

「再開 午後 0時05分」

△ 議案第125号 財産の取得について

△ 議案第126号 財産の取得について

△ 議案第127号 財産の取得について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。昼が過ぎておりますけど、ここまで審査を行います。次に、議案第125号から議案第127号の財産の取得について一括して審査をします。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第125号、財産の取得について、説明します。議案書の121ページを御覧ください。令和6年4月に小学校教師用指導書を取得したことについて、議会の追認を求めようとするものです。次に、議案第126号、財産の取得について、説明します。議案書の122ページを御覧ください。令和2年度に小学校教師用指導書を取得したことについて、議会の追認を求めようとする

ものです。次に、議案第127号、財産の取得について、説明します。議案書の123ページを御覧ください。令和2年度に小学校教師用指導書を取得したことについて、議会の追認を求めようとするものです。詳細につきましては、学校教育課長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○学校教育課長（山口良二君）

議案第125号、財産の取得について、説明します。議案書の121ページを御覧ください。教師用教科書・指導書等の大規模な買入れは、原則として4年に一度、新たな教科書採択があった年度に行われ、令和6年度は小学校が該当年度です。教師用教科書・指導書等は、公定価格が付されている等客観的に価格の高低がないこと、あらかじめ納入校まで指定されている教科書取扱店からしか購入できないこと、さらに、短期間の使用によって消耗され、又はその効力を失う消耗品として取り扱っていること等の理由から、これまで、霧島市議会の議決に付すべき財産の取得には該当しないと解してきました。このような中、全国の多くの自治体において、教師用教科書・指導書等の購入契約の取扱いについての問題が顕在化したため、本市においても改めてその取扱いについて調査するとともに、関係法令や判例等に照らしあわせるなど精査を行った結果、これまでの認識を改め、事務手続きの過誤を是正する必要があるとの結論に至りました。これにより、令和6年4月1日、霧島市国分中央三丁目15番17号、有限会社大和代表取締役、井之上大和と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約し、3,188万8,670円で取得した教師用指導書については、霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による、予定価格2,000万円以上の動産の買入れに該当し、よって、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、議会の追認を求めるものです。次に、議案第126号、財産の取得について、説明します。議案書の122ページを御覧ください。小学校の教師用教科書・指導書等の前回の大规模買入れは、令和2年度に行っていますが、令和2年4月1日、霧島市中央一丁目25番14号〔42ページに訂正発言あり〕、有限会社 三原書店、代表取締役 三原良正と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約し、2,134万8,690円で取得した教師用指導書について、議案第125号同様、霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、議会の追認を求めるものです。なお、当該年度に購入した教師用教科書・指導書等については、既にその使用期限を経過していますが、行政文書としての保存期間が満了していないことから、追認議案を提案するものです。次に、議案第127号、財産の取得について、説明します。議案書の123ページを御覧ください。議案第126号同様、令和2年度の小学校教師用教科書・指導書等の取得に関するものです。令和2年4月1日、霧島市国分中央三丁目15番17号、有限会社 大和、代表取締役 井之上大和と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約し、2,763万1,560円で取得した教師用指導書について、議案第125号及び第126号同様、霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、議会の追認を求めるものです。なお、当該年度に購入した教師用教科書・指導書等については、既に

その使用期限を経過していますが、行政文書としての保存期間が満了していないことから、追認議案を提案するものです。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第125号について質疑はありませんか。

○学校教育課長（山口良二君）

すいません。訂正をお願いいたします。122ページになります。小学校の教科書、教師用教科書・指導書等の前回大規模買入れでというところで、購入いたしました霧島市国分中央という文言を飛ばしておりました。国分中央一丁目25番14号、有限会社三原書店でございます。訂正しておわびいたします。

○委員長（松枝正浩君）

質疑はございませんか。それでは、質疑はまとめていたします。もし分ける場合には議案番号を申し上げます。質疑はございませんか。

○委員（山口仁美君）

ほかの自治体のほうで議決をすべきであるというのが上がってきたことで、全国的にこの流れがどんどん進んでいるかと思うんですけども、今後もこういった教師用教科書等の部分については同じように議決に付していく予定ということで理解してよろしいでしょうか。

○教育部長（上小園拓也君）

今回につきましては、この前の一般質問の中でもちょっと市長のほうからも触れられましたけれども、もともと価格が決まっているものを市が購入する形になっておりますけれども、そもそも消耗品ということもございまして、議決案件ではないものというふうに解していたわけですが、今、山口委員からございましたとおり、全国的な流れを受けて、こちらのほうでも検証した結果、議会の追認をお願いしたほうがいだろうというようなことで、今回お願いしたところでございますけれども、今後につきましては、1件当たり予定価格の2,000万円というのがありますけれども、今後の執行の在り方をどのような形に行っていくのがスムーズな形で執行できるのかということも検討しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員（宮田竜二君）

議員と語ろかいで、先生たちと前やったときに、指導用書が不足しているという御意見をたくさん頂いているのですが、そのような認識はありますでしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

各学校から必要数等を上げていただく中で、認識はございます。ただ、特別支援学級等、先読みができないクラスの増というところもございましたので、なかなか指導書等については高価なものでございますので、追いついていない状況等はございますが、それぞれの学校に1冊もないとか、そういったことはございませんので、そのあたりを運用の中で対応していただく、もしくは連携をしていただくという形で今、お願いをしているところでございます。

○委員（宮田竜二君）

今回、議会として追認ということになりますけれども、先ほどの数が足りないというところの先ほどの理由も含めて御説明をいただいたのですが、それも含めて議会で追認するかは判断するということになるかと思っておりますので、その判断材料として、次回、切替えのときは、この数というのはどうなるか教えていただけますか。

○学校教育課長（山口良二君）

指導する中で必要な部分、それと、最低限、各指導する側の教師が保持していないといけない部分というのがございます。最低限、指導する場で児童生徒の皆さんと同じ教科書が手元がないという状況は生み出さないように、そういった形で対応していかなければいけないかなどは捉えているところでございます。

○委員（山口仁美君）

1点確認をしたい点がございます。この教師用の教指導書については、財源というのは、どのような形でふだん確保されているのか。一財なのか、それとも国からこの分だけという金額が来るのか、もう、当然、教科書については公定価格だと思うんですけども、この教師用の指導書の準備はどこがすることになっているのか、お示してください。

○教育部学校教育課学事グループ長（住吉康賢君）

教師用教科書、指導書等については全て一財の措置になります。前年度の予算要求の段階で、業者さんから予定価格1冊これぐらいですよという単価表みたいなのがありまして、それを見て、学校の学級数の数の予測と照らし合わせて予算要求するという形になります。

○委員（山口仁美君）

先日、市長のほうからの答弁の中でも、予定よりも非常に高くなって3倍になったとか、全国的なニュースを見ましても、デジタル教科書が入ってくるのと同時に非常に価格が上がっているというようなこともあったんですけども、そういった予測も、先ほど特別支援教室などの数が見えない部分というのもあったんですけども、この定価といいますか、公定価格についても、予算を立てる段階では見づらいものなのではないでしょうか。

○教育部学校教育課学事グループ長（住吉康賢君）

まず、教科書に関してですけれども、教科書につきましては、大幅な入替え年度の前年度の3月ぐらいに文部科学大臣が価格を決定することになります。導入直前で価格が決定することです。今回の、教師用教科書・指導書の導入にあたりましては、大分前から、予算要求の段階から、その価格表を参照するんですけども、業者から頂いているものは全国同じような価格表ですが、今年、今回の場合は、どうしても物価高騰の部分が読めなくて、こちらも物価高騰になっていますけどこの価格で大丈夫ですかということとは再三お聴きはしたんですけども、やはり、業者が持っているその価格でしか見積りができないものですから、こういう結果になったというところでございます。

○委員（藤田直仁君）

直接、議題とは関係ないんですが、先ほど宮田委員が言った部分の関連なんですけど、議員と語ろかいの中で、不足しているという部分と加えて、要望を出しても、現場に届くときまで1回も何冊届きますよとか、そのような話もなかったということが1点あったということと、

現実的には、教科書をコピーしていると、その足りない分をという現実もあるということは御存じでしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

実際、特に特別支援学級の指導の中で印刷をしながら指導されているという事案をこちらも把握はしております。ただ、特別支援学級の指導の中で、それぞれの児童生徒の特性がございまして、この単元はしっかりと取り扱うところ、そしてそれに代替するまた違ったアプローチの指導の仕方、教科書とはまた違ったアプローチの仕方御指導しているというところもありますので、なかなか、その都度都度、教科書を使ってということはないんだけど、本質になる教科書は足りないということはお聴きしております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第125号から議案第127号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時21分」

「再開 午後 1時00分」

△ 陳情第6号 放課後児童健全育成事業に関する改善を求める陳情書について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に、継続審査となっております陳情第6号、放課後児童健全育成事業に関する改善を求める陳情書について審査をいたします。本日は陳情者である総合子ども育成事業団体with会長、平原裕子様、島田麻也子様、園田麻衣様が出席をされておられます。少し質疑の前に申し上げたいことがございますので、お聴きください。前回、陳情の審査におきまして、幾つかやりとりをしていただいたんですけども、その後、例えば、先の陳情の説明の中でももう少しこのことを述べたかったとかというような補足説明的のところ、それから陳情書についての説明をいろいろして質疑にもお答えいただいたんですけども、その後、持ち帰られて団体の中でお話をされたこと、それからまた、場合によっては行政の方とのお話というのもあったのかなというふうに思うんですけども、そういったものをまず、少し御説明をしていただいでよろしいでしょうか。もしあられたらですね。なければまたその旨、お答えしていただけると構いませんけれども、それに基づいて、少し質疑をさせていただいたらと思うんですけど。ではまずお願いしたいんですけど。

○陳情者（島田麻也子君）

パレット&キャンパスの島田と申します。陳情後、その後の子育て支援課さんとのやりとりの中で、陳情内容にも含まれているスタッフの配置数の参酌化というところなんですけれども、withの中で困り感というのがある内容としては、スタッフの急病とか、介護、育児等で欠員が出てしまった際に、そうなった際にも配置基準を守っていかないといけないというところ

が厳格化があると、なかなか今後人材が不足していく中で、育児中の人材だとかその介護中の人材というところでは採用自体がちょっと踏みとどまらざるを得ないというか、難しくなってしまうということもありまして、常々、児童の安全面、質の担保というところでは、放課後児童支援員資格者を配置して、2名ないし障害児受入れですとか強化のメニューがあれば3人、4人というふうに配置をするというのは、守るべきところだというふうには、withも認識しているんですけども、先ほども申し上げたような、突発性があったりとかそういったリスクを抱えるスタッフを採用している場面での参酌化というところで、自分たちはそこが困り点として挙げている内容なのですが、福祉課との話の中だったり、今後ちょっと監査が実施される中で、意見聴取という形で、事前質問が来ている内容を見ると、常時そこが参酌化を希望するクラブがあるのかどうかということをお聞きされているような内容だったので、またちょっと参酌化を場合によってしているケースであっても、その選択肢を選ぶことによって、クラブ自体の運営がちょっと難しくなるような、補助金が返還になりますという文言も記載があったりしたもので、実際にクラブが、現実的なところでどういう状況に置かれてるのかというのを酌み取ることが難しいような質問内容にも見えたので、そこがちょっとこう不安に思っています。

○陳情者（平原裕子君）

先日、研修費についてのやりとりがあったと思うんですけども、行政側のほうは、お出ししているという見解を頂いたんですけども、私たちのところにどのように、2年に1回、研修費として、霧島市が2万円ほど学童に対して頂いているんですけど、そちらのほうの研修費をあげていますよということで、研修費を頂いているという形なのか、ほかの補助金の中にも含まれてますよってというお話だったのかというのを、ちょっとこちらの見解としても、ちょっとよく分からなくて、そこがちょっと皆さんの間で話合いにはなったんですけども、行政からの2万円の研修費が出ているということになっているのかというお答えを頂きたいなというところはあったんですけども。

○委員長（松枝正浩君）

一応、疑問に思っておられるのがそこだということだそうですね。[「そうです」との声あり] その中で行政側へのお話というのは、説明はされたのかもしれないですけど、なかなか理解が深まっていないというような認識でよろしいのでしょうか。

○陳情者（平原裕子君）

内容が伝わってきてないというか、出してますという見解でしたよというお話を私たちは頂いたんですけども、その出しているというのが、私たちのほうは研修費2万円を2年に一度お出しいただいているという見解でいいのか、でも研修はしなさいということで、皆さん研修は出てる、だけど、2年に1回、その研修を霧島市からこれは受けてくださいねというのを受けているからその2万円を頂いているという、その見解の違いなのかなというのはあるんですけども、そこがちょっと、どの辺で出していただいているのかというのをもう一回確認したいなというところだったんですけど。

○委員長（松枝正浩君）

今、陳情審査以降、いろいろ確認をしていただいたりとかお話をさせていただいた内容を委員

側にしていただきました。質疑ができませんので、一応お聴きをしたということでさせていただきます。それでは、今のこと、それから前回のことも踏まえて、陳情者に対する質疑に入りたいと思いますけれども、質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

陳情事項が6項目ありますけれども、先ほどその研修の件であったり、市のほうといろいろ協議をされたりということもお伺いしたところなんです、これ6項目合わせた形での採択を望んでおられるのか、この中でもくみ取ってもらえる部分があれば採択してほしいということなのか、皆様の6項目まとめてなのかどうかというところをお聴きしたいです。

○陳情者（島田麻也子君）

今回の陳情内容は、withの組織するメンバーが全員一致で内容としてはあげさせていただいて、現状を知っていただきたいということであげさせていただいているんですけども、これがやはり市の中で解決をうながしていただける可能性がある内容なのか、それ以外のことなのかということも自分の見識の中ではなかなか分からないということもありまして、その部分に関していろいろこうちょっと難しい部分があるということであれば、それはやむを得ないということもあったりすると思うので、また別の方法を検討していくという形になるかと思うんですけども、一応、withの何度か話し合いを重ねてきている中で、全会一致で出してきたという内容ではあるということはお伝えさせていただきます。

○委員（山口仁美君）

陳情というのがちょっと特殊なといいますか、陳情というのが市に対してやってほしいことというのをまとめて出すというような性格があるものですから、例えばこの中で、国の定める法律に基づいているもの等が出てきた場合に、市では難しいものがあるかもしれませんし、この後、我々も話し合うわけなんですけれども、そういったものが出てきたときに、例えば、この項目については市では難しいとか、これだったら市で取り組めるなというのが恐らく出てくると思いますので、そういった話をしていった場合に、皆様のほうで全会一致なので、6項目全部市に対してしてほしいというような強い願いであれば、それをそのように、我々もそういった目線で見なければならぬので、皆様の御意向がどんな感じかなということをお聴きしたいというところです。

○陳情者（島田麻也子君）

市のほうに引き続きお願いさせていただいていい案件はお願いさせていただくということで、その後、別の項目については、どういう手順でどういうふうに進めていったらいいのかみたいなことを御教授いただけましたら、そのような形で動くということができのかなと思ったんですけども、そのようなことって御教授いただくことは可能でしょうか。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休憩 午後 1時11分」

「再開 午後 1時29分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○陳情者（島田麻也子君）

6項目を上げさせていただいて、お願いしたいと思います。

○委員（藤田直仁君）

先ほどいろいろお聴きになりたいことがいっぱいあったということで、こちらにいろいろお話しされたんですけど、そのことを、実際その担当課のほうには、今みたいな質問をずっと投げかけてこられたこともあるのではないかなと思うんですけど、そこでは納得はできなかったということなんですか、その答えに対して。要するに、勘違いしていましたというところも今、含めてずっと話を聴いていたんですけども、その質問はされていないんですか、担当のほうには。要するに2万円だけなんですとかですか。その部分はどこを言われているんですか、行政側はとかいうようなそのやりとりというのはされていないんですか。

○委員長（松枝正浩君）

状況がわかれば。

○陳情者（島田麻也子君）

いろいろちょっとこの陳情にも上がっている相談内容をエピソード的な、こういうことがちょっと困り事であってというふうにお伝えをしたりすることもあるんですけども、そういう場合はちょっと、個別的なことであると担当者、市としてはもう制度上決まっていることだったりするので、その制度をどうするというのもできなかつたりするので、なかなかこう、難しいですということで、ちょっと話がそれてしまうかもしれないんですけども、事業所の抱えるような悩みを相談する場所というところがちょっとなくて、なかなかこれはどうなってるのかな、あれはどうなってるのかな、こういうところ困ってるんだけどというときに、そこを受け止めたり集約してもらって、ここはこういうふうにというところというのが、窓口として恐らくないのかなというところがありまして、なかなかその自分たちが抱えている課題だったり、困り事について御相談ができないというところが実情になります。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。陳情者の方に対する質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で陳情第6号についての陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方はありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時33分」

「再開 午後 1時35分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第6号、放課後児童健全育成事業に関する改善を求める陳情書について、執行部に対する質疑に入ります。先ほど陳情者に対して改めて御意見をお聴きいたしました。そのものも含めて質疑をしていただきたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（宮田竜二君）

前回の陳情で、5番の項目があるんですけれども、5番の項目が、発達に関する学習会や資格研修等が行われているが、国に求められる業務を十分に担える姿勢・知識・技能を培うための研修時間は、運営主体である各放課後児童クラブで独自に実施しなければならない。研修時間を補助の対象とし、必要な研修機会が得られるよう考慮することということだったんですが、前回、執行部では、これが、職員の資質向上に必要な研修に当たっては、障害児受入推進事業の実施に必要な研修を受講した場合は2万円の単独補助を行っているところであり、また、放課後児童クラブ運営補助金の活用も促してまいりますということで、独自の研修も、運営補助金の対象になるという、そこが陳情者側と執行部側で全然食い違っていたので、継続審査となり本日となりました。そこを今、陳情者の方に確認しましたところ、独自の年2回の2万円の単独補助は分かりました。運営補助金の活用に関しまして、制限があるんですかね、開所時間、13時以降ですかね、開所時間じゃないと研修の対象にならない。要は、午前中例えば午前中は開所時間じゃないからそういう研修をしても、補助の対象になっていないというような、陳情者の認識だったんですけども、それがどうなのかをちょっと教えてください。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

前回もお話ししたとおり、放課後児童クラブの運営補助金につきましては、放課後児童クラブの運営の中で必要な研修であれば、土日、午前中だろうと、対象にはなります。

○委員（宮田竜二君）

認識が食い違ってるんですけど、そういうことを児童クラブの方からいろいろ質問とか、相談とかそういうのは受けたことはないでしょうか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

すいません、当職がここに来てからはその質問はないと考えております。

○委員（山口仁美君）

前回の質疑の中でも少し触れてはいるんですけれども、今回、陳情項目に入っている6項目の事項の中で、国が定める要件等の部分も大分あるのかなというふうに思うんですけれども、この中で1項目から6項目ありますけれども、市の見解でいろいろ変えることができるものというのがどの程度あるものか教えてください。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

順を追って説明いたします。まず陳情書、8月19日付けの陳情書の内容なんですけれども、まず1点目というのは、補助金の拡充となりますと、国の補助金のことを言っているのか、市の単独補助金を新たに創設してほしいのかということによって方法は違ってくるんですけれども、ここに運営補助金となりますと、原則としては、国がやっているいわゆる13事業の放課後児童健全育成事業になろうかと思っておりますので、国のほうの拡充になると思っております。ただ、こちらのほうについては、国が毎年見直しを行っておりますので、単価等を大きく、だんだんと良くなっていると考えているところです。2番目につきましては、参酌化の意見になると思えます。まず参酌化につきましては、条例につきましては、参酌化が設けられておりますので、最終的に国の基準を参酌しなければならない。ただ、その参酌した基準を逸脱してしまいますとどうなのかというのは当然出てくるとは思いますけれども、市で判断できる範疇ではありますが、

そのあとの補助金の返還の見直しというのは、補助金が参酌化とは全く別で、こういう制度をしたら補助金を出しますよというのは決まっておりますので、その決まりを守ることが前提に補助金が出されますので、その決まりが守られなかった場合は補助金返納となります。これに対して市がどう言うことはできません。3番目になります。マニュアル化の話になるんですけども、こちらにつきましては、前回の委員会のほうでもお話ししたんですけども、具体のマニュアルとなりますと、やはり国、県で定めるべきものだと考えております。ただ、個別の御意見、質問につきましては、前回の委員会が終わった後、早々に持ち帰りまして、先ほどの宮田委員の質問にもありましたけれども、そういうことを極力減らしたいということも考えまして、令和6年9月19日付けで、放課後児童クラブ運営補助金における疑義照会についてという案内を、全児童クラブに出したところです。このような形で、見解が取り間違えないように、重々今後も注意していきたいと考えております。4番目になります。発達支援に対する取組ということなんですけれども、こちらについてはかなり漠然としている形になると思います。それぞれ児童クラブにおいて、運営補助金の中で、発達支援に関する、先ほど出てきている研修とか、もしくはその専門的な方を配置したのであれば、その配置というのも可能だと考えております。一方で、それを別個に補助金へとなりますと、それぞれの施設のほうに専門員を置くというのは、正直なところ現実的ではないのかなと考えているところです。こちらについては国の補助金等についても、使い方という言い方はちょっとおかしいのかもしれないんですけども、支援員の配置の増とか、もしくは、支援員以外の職員の増という部分を、例えばこういう専門的な方で置くということは可能ですけれども、ただ、それに対して賃金が見合うのかという問題が当然出てこようかと思っているところです。5番目につきましては、先ほど回答したとおりですので、割愛させていただきます。6番目のサマー学童の導入についてということにつきましては、これが市の導入なのか、国の導入なのかというところにちょっと難しいところなんですけれども、サマー学童につきましては、先般、新聞報道でもありましたとおり、国のほうが調査をするということになっておりますので、それを踏まえて国の補助金を創設するのか、もしくは、そういうことなく、それぞれの自治体に任せるのか、現在としては、夏休み期間だけ子どもの数が増えるということになるので、その部分をどう対応していくかというのは、また今後の検討にはなろうと思います。

○委員（有村隆志君）

先ほど、陳情者からその参酌基準のことや、それから、研修費のこともお聞きしましたけれども、ちょっとお聞きした中では出しているよということですので、見解が違ってくるので、最後におっしゃった言葉の中に、もっとこう相談できるところがないものだろうかというようなお話もあったんですよ。なので、やはり個別の案件になってくるとちょっとあれなのかなあと思って。だから多分、出し方がわからなくて出してないということで、確認になりますけど、そこら辺を相談しながら、この参酌基準は、さっき山口委員のお話では、市のほうの裁量の中にあるよということなんですけれども、ここら辺は、園によっても違うので、これはいい、これは駄目ということにはならないかと思う。ただ、この人たちがおっしゃったのは、急病のときの配置ということをおっしゃっているのので、そこら辺の解釈というのはどのようにな

りますか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

参酌化につきましては、先ほど申し上げた、もともと国が政令で定めていて、一部を参酌できない部分、残りを参酌できる部分という形で決めたんですけれども、現在全てが参酌できるという形になっております。こちらにつきましては、条例になっておりますので、当然、市のほうで提案して、議会の議決をもらって、そのまま条例が定められるもしくは改正がされるということになります。今、言われている、急病のときという部分なんですけれども、放課後児童クラブの補助金の部分と届出の部分という部分がちょっとごっちゃになっているのかなと個人的には思うところです。届出を出して放課後児童クラブは運営できるんですけれども、一方で補助金というものは、先ほど申し上げたとおり、その基準に基づいて補助をなされるものになりますので、急病が出た場合にどうするかという部分と、そのときの補助金が対象になるかならないかという部分はやはり分けて考えなければならないのかなと考えているところです。急病になったときに、児童クラブを運営することがいかなることとなりますと、基本的には届出を出されるときに、霧島市の条例を踏まえて、もしくはその設置要綱等を踏まえて、それを満たすことができるということで、届出が出されているものだと認識しております。そのような中でやはり急病となりますと、確かに、支援員の数等を考えますと、厳しい状況というのは、お話を聴く限り、こちらとしても十分認識はしているんですけれども、一方では、子どもを預かるという部分を考えますと、では、急病になったから、1人で子どもを預かることが、いかななものかと。当然、参酌化の議論にもつながっていくことではあるんですけれども、やはり40人、おおむね40人の子どもたちを、1人で見るとなりますとなかなか厳しいと正直思っております。実際、保育園・幼稚園とは違いまして、小学校に入っておりますので、幅は1年生から6年生までであると思うんですけれども、その中でも、年代層によっては1年生が多かったりとか、2年生が多かったりとかそういう部分もあります。そういう部分ではやはり市といたしましては、条例に基づき届を出している以上、その部分というのはカバーをしていただきたいというところがございます。一方、補助金につきましては、やはりそういう配置基準で補助金を出しますよということになっておりますので、その基準を満たさない場合は当然に補助金の交付要綱に抵触することになります。近年、会計検査等で児童クラブに限らずいろんなところで新聞報道等出ておりますけれども、そういう部分を踏まえますと、今回、市といたしましても、そういう部分については、やはり補助金で定められたとおり執行するべきでないかと考えているところです。ただ一方で、250日という基準によって、ゼロになる場合と、補助金が全く出ない場合というそのこの基準というのはやはり市としても、放課後児童クラブの運営を考えながら慎重に考えていかなければならないと思っておりますが、それ以上の加算の部分、250日以上開いた場合の加算の部分というのは、やはり補助金の交付規則等に基づきながら適正に執行されるべきだと考えています。

○委員（山口仁美君）

参考までにお聴きしたいんですけれども、おおむね大体その2人という基準を守っていらっしゃる自治体が多いと思いますが、自治体によっては1人でもというような、参酌化の部分

条例上でまた1人でもというような形でしているところもあると理解はしています。ただこの前回継続になってから今までの間に、参酌化によって1人体制というのを実現したところに話を聴いてみますと、同一の敷地内に例えば社会福祉法人とかが経営されていて、保育園とかが併設されているので、呼べばすぐに人が来られる状況に限って参酌化を認めるというような形で条件付きでしているようなところもあるとお聴きしました。本市においては、いろんな経営形態があると思うんですけども、この参酌化とその安全性についてはどのような議論をされているのかお伺いします。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

参酌化につきましては、先ほど山口委員がおっしゃられた部分もあり、当方といたしましても、参酌化をしているところというのを県内・県外調べながら、事情を聴いたりとかしたところなんです。ちょっと正直なところ、名前は出さないでほしいということでしたので、名前はちょっと申し上げられないんですけども、そういうところでお話を聴いたり、実際ホームページに載っているところについては御存じのところもあると思いますが、聴いたりしたところなんです。市としての参酌化につきましては、前回の委員会もしくは前回の一般質問等でもありましたけれども、参酌化の状況については、今、監査をしている段階であり、その段階でそれぞれの園に意見を求めているところです。そのような意見を集約した上で、当然、市として条例を提案するにいたっては市の判断も必要になろうと思っているところですが、現在、まず考えられるのが、先ほど山口委員が言われましたとおり、敷地内で保育園とか、もしくは放デイとか、そういう部分をしているところというのは、何かあったときのすぐ助けができるというのは当然あると思います。そういうところについては、2人体制という部分がなかったとしてもできるのではないかという部分もあるんですけども、一方、全ての施設がそういう状況を兼ね備えているわけではありませんので、やはり現状、変な話ですけどもトイレに行ったりしてちょっと目を離したときに誰も見ていない。もしくは、1人の方が、1人の子どもさんが病気になって、その人の看護しているときに、誰もほかの人は見ていないということを考えますと、やはり1人倒れてしまえば、1人の方が全体に周知をしながら、周りの目くばせができるというような環境というのはやはり必要なのではないかなと考えているところです。特に、参酌化のとき多くの議論に出てきました、都市部で児童クラブが少ないか、もしくは中山間地域で、子どももいないけれども、支援員もいないんじゃないかという部分といういろいろな形で、参酌化の議論がなされているところですけども、一つに、保護者の納得のもと、参酌化というのは進めていかなければならないと考えております。そういう中で、40人の子どもさんを預かる児童クラブで保護者の方々が1人でも大丈夫ですよという部分、これが多分都会であれば、そういう部分で納得される部分、もしくは中山間地域で納得される部分というところがあると思うんですが、本市といたしましては、前置きが長くなりましたが、現状としましてはやはり2人体制というのは必要ではないかと考えているところです。ただし、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、各児童クラブの意見を聴きながら、また市としての意見を整理し、検討してまいりたいと考えています。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませつか。よろしいですか。教育委員会もみえていますがよろしいですか。特によろしいですかね。

○委員（有村隆志君）

確認ですが、6番目のサマー学童はまだ決まていないということていいですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

先ほど申し上げた放課後児童クラブ健全育成事業としてどうするかという部分というのは、国は検討していると思うんですけども、サマー学童という言葉自体が、決まった言葉なのかということ自体からちょっと何とも言えないところてんですけども、サマー学童自体を実際やっているところ、やていないところ、夏休みに多いところ、多くないところという部分は、子育て支援課のほうからいきますと、先ほど申し上げた児童クラブの運営等の条例、それぞれに抵触しないようにという部分から当然入ていくわけなんですけれども、それに対して国がどのような形で対応されるかという部分につきましては、まだ結論が出ていないと思いますので、その状況を見ながら判断してまいりたいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませつか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第6号についての執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時53分」

「再開 午後 1時54分」

△ 議案第100号 霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第100号、霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について審査をします。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第100号、霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について説明いたします。本議案は、子ども医療費の全額助成の対象者を、住民税課税世帯に属する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで拡充するとともに、保険医療機関等での窓口負担をなくすことを主な目的として、関係する2つの条例について所要の改正を行おうとするものです。詳細につきましては、子育て支援課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

議案第100号、霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条

例の一部改正について、説明いたします。議案書は、35ページから36ページを、新旧対照表は、40ページから42ページを御覧ください。今回の一部改正は、霧島市子ども医療費助成条例に基づく子ども医療費助成事業において、医療機関等での窓口負担のない現物給付方式の対象者を、市町村民税非課税世帯の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に加え、市町村民税非課税世帯以外の世帯の15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とするとともに、市町村民税非課税世帯以外の世帯の6歳に達する日以後の最初の3月31日後から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの自己負担額を無料化しようとするものです。まず、霧島市子ども医療費助成条例の一部改正は、現物給付方式の導入に当たり、第2条第3項で助成対象となる子どもの規定を改正し、第4条第2項では現物給付方式に変更するために、同条第3項では、子どもの自己負担額を無料化するために必要な改正を行おうとするものです。そのほか、これらの改正に関連する条文、助成対象者の追加に係る条文その他の条文の整理を行おうとするものです。次に、霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正は、霧島市子ども医療費助成条例の第2条第3項の改正に伴い、子ども医療費の助成を受けることができる者が重複して本医療費助成の対象者となることがないように本条例第3条第2項に新たな規定を追加するとともに、児童扶養手当法施行令が改正されたことに伴い、引用条項にずれが生じたことから、それぞれ文言を整理しようとするものです。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

今回の子ども医療費の助成が始まるということなんですけれども、受給者証の発行等はいつ頃を予定しているのか、いつ頃から使える予定なのか、お伺いします。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

使える時期が当然来年の4月からが使える時期になります。年度明けまして〔同ページに訂正発言あり〕、各準備を進めていく予定ですが、大体2月ぐらいから準備を進めて、受給者のほうに受給者証を配布したいと考えております。

○委員（山口仁美君）

確認のみなんですけど、重心の子たちも今回、この対象になっていくかと思うんです。こちらは条例の改正等は特に不要でこのまま、今の状況のままでも対応できるということによろしいですか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

重心のほうにつきましては、条例の改正をすることなく、現状の現物給付方式に移行することができると考えております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにご質問ありませんか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

今、年度を明けてと言ったんですけど、年を明けてです。ごめんなさい。大変失礼いたしま

した。

○委員（山口仁美君）

1点だけちょっと確認させていただきたいのが、高額療養費が必要な子たち、例えば入院したりけがしたり、いろいろあると思うんですけど、手続的には窓口のほうで、結局窓口負担がないと、手続をするのかしないのかというのがちょっと気になるんですけど、どんな流れになりそうですか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

基本的には窓口の部分では窓口無料化になるんですけども、高額療養費の対象につきましては、そのあと、その部分というのは子ども医療費、例えば国保からもらう分でしたら国保からもらったりとかして、当然にその分を差し引いた上で補助金の対象という形になりますので、その分については病院にお支払いしたり、またもしくは補助金については、その補助金はその残りの分が対象になるという形になります [55ページに訂正発言あり]。

○委員（山口仁美君）

その点については、各病院等からまた案内があったりというようなことで、病院の側と調整をされるんですよ。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

すいません。今、言われてる部分というのは――。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午後 2時02分」

「再 開 午後 2時03分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

ちょっと細かいふうになってしまったんですけども、基本的に手続に変更はありません。先ほど国保の話をちょっとしたんですけども、国保につきましては今まで委任状をもらっていて、その委任状をもとに、その部分を一般会計でもらうという形をとったんですけども、今回その部分を省略したという形は出てきます。社保につきましてはその分がもともと入っておりますのでその手続というのは出てこないという形になりますので、長くなりましたが、受給者が何か新しい手続が必要なるということはないです。

○委員（有村隆志君）

本会議場でもちょっと話があったわけですけども、これは、市の財源から一般財源から市は持ち出しということになるわけですけども、それが金額もあの時おっしゃったような気がするんですけど、これがずっと続く中で、何らかの、このお金が相当今後たくさん出たとしても、もう市でやると言った以上は払うということではないですか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

一般質問でも質問を頂いたところですけども、現在、鹿児島県の補助制度につきまして

は、未就学児までということになっております。加えて負担金が3,000円必要という部分を引かれた上での2分の1補助という形になっております。市といたしましても、今後、本事業を持続可能な形で安定して運営していくためには、財源という部分は、必要不可欠になると考えています。そのような中で、今回、中学校まで無償化、かつ現物給付の導入に入っていく形にしたんですけれども、今、有村委員が言われた部分につきましては、現在のところ、このまま継続していくというふうに考えております。その財源につきましては、県の補助金の拡充を要望していくことはもちろんのこと、市といたしましても、現状の財源を確保しながら、今回、一般質問でもお答えしましたとおり、ふるさと納税であるとか、そのような部分を確保しながら、今回増加する2億円という部分を賄いながら、引き続き子育て環境の充実という部分も踏まえながら展開していきたいと考えております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

[[なし]]という声あり]

ないようですので、以上で、議案第100号の質疑を終わります。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

先ほど私、国保の部分で山口委員に回答した部分でちょっと修正を行いますので、ちょっと担当のほうから説明させます。

○子育て支援課子ども・子育てグループ主事（森果奈美君）

先ほどの高額療養費の件につきまして御説明いたします。国民保険に御加入の方は、子ども医療費の受給資格者証と保険証を出して、今までその受診されていたかと思うんですけれども、限度額認定証を御提示いただくことによって、その限度額までで病院から請求が来ておりました。ただ、兄弟の合算でしたりとか、限度額認定書を、国税の保険料の滞納がとおりでしたり、限度額認定証を出されない方につきましては、後ほど、子育て支援課から受給者の方に対して、委任状いただき、委任状のとれた方につきましては、子育て支援課のほうから、保険年金課に高額療養費の請求を行っているところです。また、社会保険の方につきましては、現限度額認定書の提示の有無にかかわらず、限度額が、区分がア、イ、ウ、エ、オとございますが、一律してウで請求しております、そのあと、市民の方でしたり、子育て支援課のほうから社会保険に対しての請求は行っておりません。

○委員長（松枝正浩君）

よろしかったですか。

[[なし]]という声あり]

ないようですので、以上で、議案第100号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時07分」

「再開 午後 2時09分」

△ 議案第102号 霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第102号、霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第102号、霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についてについて、その概要を説明します。議案書の39ページをお開きください。令和7年2月1日に霧島市立医師会医療センター新病院を供用開始することに伴い、診療科目及び入院室差額使用料を改定する必要があることから、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、健康増進課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

議案第102号、霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についてについて、説明します。改正案に関する新旧対照表は、資料の45ページから46ページです。今回の一部改正は、令和7年2月1日から霧島市立医師会医療センター新病院を供用開始することに伴い、診療科目及び入室差額使用料を改定する必要があることに伴うものです。診療科目については、改正前の内科以下13科目を、今回の新病院開院に合わせ25科目とするものです。なお、新病院開院に向けての準備は以前より進めていたことから、歯科口腔外科以外は保健所へ届け出済であり、診療機能としては有しているところですが、今回、診療科目をまとめて改正することとなった経緯については、平成20年4月1日より診療科目の標榜方法の見直しとして、医療法の大きな改正がありました。その際に、平成20年4月1日以前より標榜している科目については、引き続き標榜することができるものの、看板等を取り換える場合や、新たに付け替える場合は新しい診療科目としなければならない、という経過措置がありました。また、新病院の診療科目については以前の13科目より25科目に増えることから、今回の新病院の供用開始に併せて診療科目をまとめて改正するものです。なお、従前より規定している条例第3条第2項第5号のリウマチ科については、改正後の科目にありません。以前は、リウマチの診療は整形外科中心でしたが、リウマチ治療は関節が変形する前に薬物治療で治す時代になり、現在は膠原病として扱われます。したがって内科が治療にあたり引き続き医療センターでの治療が可能です。また、別表については、新病院が全室個室となることにより、設備に差がある11床の特別室について入院室差額使用料を新たに設定し、従来の入院室差額使用料を改定するものです。特別室は、シャワーの完備や収納、椅子等設備に違いがあることから入院室差額使用料を5,000円としているところですが、金額の根拠としては他病院を参考にシャワー設備の有無による差額が概ね2,000円から3,000円であったこと、全室個室の病院で設備による差がある場合は入院室差額使用料を5,000円から6,000円程度としていること、従来の入院室差額使用料と大きな差がないようにすること、などを考慮し今回の特別室の金額としています。以上で、霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

以前の文教厚生常任委員会で、この病院の計画等を見たときに、全室個室なので、差があまり生じないのでというような御説明で、全部、個室といたしますか差額ベッド代は頂かないような方向でといったことだったかなと思います。今回、11床ではありますけれども、ここに差額が生じるので、その差額を以前のその当時は全部同じ金額というか、もらわないという方向だったものをここでもらうことになったというのになにか背景があれば教えてください。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

部屋につきましては、特別室、平米数も5㎡ほど違いがあります。そして、シャワーがついております。こういったところも踏まえて、患者の入院環境の向上を図って患者の選択の機会を広げるといってもありまして、こちらの11床については、また、面会用の椅子とか、この設備に差があるというところで、11床については、入院室差額使用料を設けるという形で、今回改正案を提出したところでございます。

○委員（山口仁美君）

これも確認なんですけれども、差がある分についてはやはり不公平感がないようにということで、金額についても、本会議の質疑の中でも出ていたかなと思うと、金額的には納得するところではあるんですけれども、途中で、このシャワーをつけた部屋が必要だよなとかそういった話題が出てきたんだろうなというふうには理解をしております。こういった話というのは、今まで議会のほうにはなかったかなと思うんですけれども、今回が初めてそういった話が出てきたので、こういう差をつけて、収益もこれで改善する部分もあるのかなと思うんですけれどもどうでしょうか。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

これまでの入院室差額使用料の状況、これまでの収入ではやはり1,000万円弱ぐらいの収入でございました。そういった今後の経営等も鑑みて、5,000円であれば、ある程度1,000万円から1,800万円程度ぐらい、9割、9床ぐらい11床のうち使用した場合、それぐらい見込めるのではないかという今後の経営等も考えまして、設備の違い等考えまして、今回改正をした次第でございます。

○委員（山口仁美君）

以前には、病院の経営状況がしばらく資金繰り等ちょっと厳しくなるのではないかというようなお話もありました。宮田委員も一般質問で触れたことがあったかと思いますが、現在の状況をお示し頂くことは可能ですか。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休憩 午後 2時18分」

「再開 午後 2時18分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

今、資料をお配りいたしました。9月25日の全員協議会におきまして、令和4年度から赤字決算になっておりましてコロナウィルス感染症の影響による受診制限、受診控えによる診療報酬が少なくなったことによる収入の減や、新病院確保物価高騰による医療材料費価格の増によりまして支出増が要因となっていますという形で、今年の病院事業会計の現金が不足することが見込まれておりますという形で全員協議会のほうで御報告をさせていただきました。そういったこと等も踏まえまして本日、資料等御準備してまいりましたのでそちらの御説明いたします。病院事業会計の経営状況について御説明します。決算特別委員会でも御説明していますが、令和4年度は約3億円、令和5年度は約6億円の赤字となっています。資料について、A4両面となっていますが、まずは、縦のほうになります。決算特別委員会でも同じものを例年配付しています。この経営指標に関する事項ということで、項目が五つあります。一番上が経常収支比率となっていますが、100%を下回ると経常利益が発生していないということになります。赤字となった令和4年度より100%を下回っています。また2番目の医業収支比率は、病院の医業活動で得た収入で病院の費用をどれだけ賄えているかという指標になります。これについても100%を下回ると、本来の医業収支で支出が賄えていないということになります。令和2年度より下回っている状況です。次に、下から2番目の項目、職員給与費対医業収益比率ですが、医業収益に占める人件費の割合となっています。一般的に50%を超えると経営状況が厳しくなりますが、新病院開院に向けたスタッフ確保の先行投資の結果、年々その割合が高くなり、近年は60%を超えていることから厳しい状況となっています。このような状況である中、病院事業収入については、当初予算を下回る決算額が例年続いております。裏面のほうになります。裏面のA4横の上から3番目、A-Bの欄を御覧ください。令和2年度は、Aの病院事業収益予算とB決算を比較すると約7,700万円、令和3年度は1億8,800万円、令和4年度は3億1,000万円、令和5年度は8億1,100万円も予算額より少ない収入となっています。そして今年度については記載していませんが、約11億4,000円も予算額より少なくなる見込みです。このように令和2年度より医業収支が悪化し、先行投資による支出は増加している中で、現金が流出していきました。一番下の現金の欄を御覧ください。令和2年度末に約20億円弱あった現金は、令和5年度末で、約9億5,000万円程度になり、今年度末は記載していませんが、現時点で17~23億円が不足する予定となっています。金額については、新病院に係る費用が11月より発生していますが、まだこちらに報告がないことや、収入についても見込めないことから幅が生じています。この不足額については現在、財政当局とも協議中であり、3月補正において対応予定としています。以上が病院事業会計の現在の状況でございます。

○委員（山口仁美君）

非常に厳しい状況だなというのと、それから実際の現金の不足というのが非常に心配だなというところなんですけれども、この状況は改善に向けてどのような努力をされていくのか、またもうすぐ新病院ようやく完成して開院しますので、その後、改善に向けてだんだん推移しそうなのかなのか、どのような予測か教えてください。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

現在、医療センターのほうも、開院に向けて、診療を行いながら、準備に向けて尽力をされているところです。今、一般会計のほうにも申しましたように、一応協議をしているところです。3月補正の予定ですが、長期貸付等、当面経営が困難な状況が続いていきますが、考えているところですが、これまで開院に向けた整備の協議であるとか、医業医務会にもそういったことに、結構重きを置いていた部分もございしますが開院後、経費削減や収入増について、今後医療経営のコンサルタント業務に向けた検討もしておりますので、指定管理者である医師会医療センターとともに、今後、せっかく、今まで旧病院では老朽化でかなわなかった機能等、全室個室であったり、HCUであったり、PETCTであったり手術支援ロボットであったりとか、そういった機能等を十分に生かして、経営改善に努めてまいりたいと考えております。

○委員（有村隆志君）

ちょっと私も勉強不足でごめんなさい。この横の資料の中で、令和5年度に、うち起債借入れ分が18億4,000万円という項目がございしますが、これは、今年は今どれぐらい。結局、現金が9億4,966万9,000円ということございしますので、それでもなおかつ一番多いという、20億ぐらいあったのかな。それから、10億円ぐらい、でまた、起債が18億だから、約30億円近いお金を入れたという、一般会計から入ったということですかこれは。それとも、これは、この起債は建築費用の分が入っているということなのかな。そこをちょっと教えてください。

○健康増進課市立病院管理グループ長（宮原健介君）

令和5年度の起債借入分18億4,000万円については、次年度、6年度にすぐお支払いした建築費用の分になっています。なので、キャッシュ・フロー計算書、期末残高27億8,965万9,000円の中にうち18億4,000万円となっていますので、これについては、すぐなくなってしまう現金というか、うちの手持ちの現金ではないので、除いた9億4,965万9,000円が、手持ちの現金というような表記の仕方をしております。

○委員（有村隆志君）

今後、また先ほどのお話ではまた、3月にちょっと入れないといけないという話なんですけども、それが毎年続くという形の考え方なのか。一応、当初の予定では、四、五年は、開業してから6年ぐらいだったかな、厳しいよということだったので、その間も来院者は減っていないということですので、そんなに、ちょうどコロナ禍を見たとき厳しい状況だということですので、今後、入れるのは1回だけなのか、それともまだ引き続きずっと入れていくということだと思うんですけど、そこら辺の見通しはどんなふうなざっくりと、どんな。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

また、3月の補正予算のときに、シミュレーション等も行ってちゃんと御説明を差し上げたいと思いますが、かなり困難な状況が、ももとの収入を見込んでいた場合でも6年間赤字というような予定でございましたので、そこがちょっと公立病院等を取り巻く環境の変化等もありまして、この診療報酬改定ですね、料金がもう決まってしまうというそういったところの中で、収入と普通のバランスに乖離が生じている状況でございます。今、全国知事会のほうでも公立病院の経営安定化のために緊急の要望書等も出されているようございしますので、そういったこと等とか、現時点では、また、困難な状況は続いていきますというようなお答えという

形ではございます。

○委員（有村隆志君）

説明、もうちょっと数字が欲しかったんですけども、一応、3月には出せるということで、よろしくをお願いします。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第102号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時30分」

「再開 午後 2時45分」

△ 委員間討議・議案処理

△ 議案第96号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、議案第96号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第96号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

採決します。議案第96号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第96号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第97号 霧島市立学校施設使用条例及び霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第97号、霧島市立学校施設使用条例及び霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第97号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

採決します。議案第97号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第97号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第98号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第98号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第98号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第98号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第98号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第99号 霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第99号、霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第99号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第99号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第99号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第100号 霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第100号、霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第100号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第100号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第100号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第102号 霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第102号、霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

今回、もともと差額ベッド代は取らないというような方向だったものから、差額が必要な部分については、適正な価格での差額を設定して、収益改善にもつながるということなので、いい決断ではないのかなというふうに理解をしているところです。一方で、収益の状況があまりよろしくないということもありますので、病院全体の経営をしっかりと把握しながら進めていっていただきたいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第102号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第102号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第102号については、全会一致で、原案のとおり

可決すべきものと決定しました。

△ 議案第112号 指定管理者の指定について（霧島市いきいき国分交流センター）

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第112号、指定管理者の指定について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

質疑の中でも申し上げたんですけれども、やはりその指定管理者に求める部分とはまた別に、市民の方々から見て、利活用しやすいようなシステムであったりホームページの誘導であったり、そういったことについては、任せっきりにせずに努力をしていかれるように求めておきたいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

[[なし] という声あり]

ないようですので、議案処理に入ります。議案第112号について、討論に入ります。討論はありませんか。

[[なし] という声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第112号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[[異議なし] という声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第112号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第113号 指定管理者の指定について（サン・あもり、天降川地区共同利用施設）

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第113号、指定管理者の指定について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[[なし] という声あり]

ないようですので、議案処理に入ります。議案第113号について、討論に入ります。討論はありませんか。

[[なし] という声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第113号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[[異議なし] という声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第113号については、全会一致で、原案のとおり

可決すべきものと決定しました。

△ 議案第125号 財産の取得について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第125号、財産の取得について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第125号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第125号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第125号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第126号 財産の取得について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第126号、財産の取得について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第126号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第126号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第126号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第127号 財産の取得について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第127号、財産の取得について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第127号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第127号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第127号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第7号 国の責任による学校給食無償化を早急を実現するよう求める意見書の提出を求める陳情書

○委員長（松枝正浩君）

次に、陳情第7号、国の責任による学校給食無償化を早急を実現するよう求める意見書の提出を求める陳情書について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

質疑の中でも確認をしたんですけれども、陳情書の一番下部のほうの2行については、国に意見書の提出を求める陳情書ではあるんですが、議会とかそれから市のほうに分かってほしい思いが載せられているということで、裏面にある、意見書の案にはこの部分含まれていないので、内容的にはこの上のほうの部分で判断すればいいのかなと思ったところではあります。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で委員間討議を終わります。それでは、討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はございませんか。

○委員（宮田竜二君）

採決でいいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

今、宮田委員から採決でという御意見がありましたけれども、採決することによろしいかどうか、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは採決することに決定いたしました。これより陳情第7号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第7号については、採決すべきものと決定すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第7号については、全会一致で、採択すべきものと決定しました。ただいま採択すべきと決まりました陳情第7号については、会議規則第14号第2項の規定により、12月20日の本会議において文教厚生常任委員長名で意見書提出に関する議案を提出することになります。陳情書の裏面に内容が書いてありますけれども、修正すべき箇所など御意見がありますでしょうか。内容的にはいかがでしょうか。裏面に陳情書の裏面に意見書の内容が書いてございます。この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

じゃ、そのようにいたします。字句の調整については、委員長に御一任願いたいと思いたすがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

はい、そのようにさせていただきます。提出先につきましては、先ほど審査の中で申し上げましたけれども、記載があるのが衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣とありまして、他市の事例を申し上げて内閣府特命担当大臣、これを入れてもよろしいかということをお聴きしたら、そうしてくださいということでありましたので、内閣府特命大臣まで入れた形で提出をしたいと思いたすが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ではそのようにいたします。本会議での趣旨説明は委員長が行いたが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

はい、ではそのようにいたします。

△ 陳情第8号 もっと安心な学校給食推進に関する陳情書

○委員長（松枝正浩君）

次に、陳情第8号、もっと安心な学校給食推進に関する陳情書について、委員間討議に入ります。御意見はありますか。

○委員（宮田竜二君）

委員間討議ということで、自由に意見を述べさせていただきますと、陳情者の方からの質疑、それとあと執行部からの質疑を聴きまして、両者ともに安心安全な学校給食を目指しているという点では一緒ですし、そういう流れに入っているの、この陳情につきましては、個人的には採択でいいと思うんですけども、ただ1点気になるのが、あまりにもタイミングをちょっと急ぐと、オーガニック有機農業をやられている方に支援が偏ってしまうと、今、現行の慣行農法をやられている方がちょっとデメリットというか、その方々の支援ができなくなる場合がありますので、そうすると就農者が減ったりとか、就農人口の方が減ったりとかいう問題も出てきますので、今日、執行部からの説明がありましたように、やはりバランス、それと

執行するタイミング、いろんな活動のタイミングが必要だと思しますので、これは慎重に対応する必要があるというのを、私の意見とさせていただきます。

○委員（山口仁美君）

この陳情書の文面には書かれていないので、陳情書を採択することに大きく影響しないと思うんですけども、陳情者のほうから発達障害との関連性ということで、いろいろ思いを聴かせていただきました。発達障害に関しては、この給食の問題だけではなく、いろいろな原因と
いうか、そういったものが議論されている関係もありますので、です、そういうことは議会のほうも理解をしておいたほうがいいのかなというふうに思います。

○委員（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、以上で、委員間討議を終わります。それでは、討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はございませんか。

○委員（宮田竜二君）

採決したほうがいいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

では、今、採決することという御意見がありましたけれども、採決することよろしいでしょうか。

[[「異議なし」と言う声あり]]

それでは、採決することに決定しました。これより陳情第8号について、討論に入ります。討論はありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

討論なしと認めます。採決します。陳情第8号については、採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[[「異議なし」と言う声あり]]

御異議なしと認めます。したがって、陳情第8号については、全会一致で、採択すべきものと決定しました。休憩します。

「休憩 午後 3時03分」

「再開 午後 3時04分」

△ 陳情第6号 放課後児童健全育成事業に関する改善を求める陳情書

○委員長（松枝正浩君）

再開をいたします。次に、陳情第6号、放課後児童健全育成事業に関する改善を求める陳情書について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（宮田竜二君）

委員間討議ということで、この陳情につきましては、5の項目について前回、私は継続審査をしたほうがいいのではないかとということで意見を述べさせていただいて、結果的にそうなって今日が継続審査だったんですが、やはり今日、執行部と陳情者の方の意見を聴いても、その食い違いがやはり出てきました。その内容は、放課後児童クラブ運営補助金が、研修に使える使えない、今日の開所時間じゃなくても使える、使えない、それがちょっと、食い違いがありましたので、私はこのままでいくとちょっとほかのところも含めて不採択になってしまうのかなあと思うんですが、ちょっと気になるのがやはり、前回そういう継続審査になりましたよということを陳情者にも申し上げているんですけども、その後、執行部との話合いというか、そこができてないというのがちょっと気になるので、ただ単に何か、この陳情を採択するか、不採択とするかだけではなくて、この陳情の方々に対して、何か執行部との話合いの機会を手助けしてあげるとか、そういうフォローも必要なのかなあというのを感じました。

○委員（山口仁美君）

宮田委員の意見に似ている部分もあるんですが、この陳情項目1から6項目までありますが、一つ一つの項目の中で陳情者自身が分かっていない部分というのも多くある中で、これを採択、不採択と単純にしづらいというのが率直な思いであります。またこの陳情という仕組みそのものについての理解というの、もう少し丁寧にしておいたほうがよかったのかなというところもあるんですが、執行部から、例えば国で変えるべき部分、それとも市で変えるべき部分等もお示し頂いたわけなんですけれども、それに従ってこの陳情は処理していくべきのかなというふうに思うところです。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにごぎいませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で委員間討議を終わります。それでは、討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。ここで様々な御意見を出していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員（塩井川公子君）

山口委員の意見がすごく私にはぴったりといくような気がしました。

○委員長（松枝正浩君）

採決するか、継続するかというところを含めて発言もう一度していただいていいですか。そこだけお願いします。

○委員（塩井川公子君）

いろいろしっかりと把握していかないといけないと思いますので、継続、ちょっと待って。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休憩 午後 3時09分」

「再開 午後 3時09分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。

○委員（塩井川公子君）

いろいろ、しっかりと前向きに進んでいかないといけないと思いますので、採決、よろしくをお願いします。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。今、採決の御意見がありましたけど、いかがでしょうか。

○委員（山口仁美君）

継続にして不明だった部分等を今回、質疑を重ねてきたわけなんですけれども、これ以上、審査する項目自体がもうないのかなというところと、一旦結論を議会として、委員会として出して、そしてまた次に進んでいければいいかなと思いますので、採決する方向ではいかがかなと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ただいまお二人の委員の方から、採決することによってどうだろうかという御意見が出ました。採決することによってよろしいでしょうか

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、採決することに決定いたしました。これより陳情第6号について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（山口仁美君）

私は、陳情第6号、放課後児童健全育成事業に関する改善を求める陳情書について、反対の立場から討論に参加します。今回、陳情者のほうから様々、6項目にわたって陳情事項が上がってきたわけなんですけど、中身について陳情者自体がまだ、執行部の側としっかり情報の共有ができていなかったりする部分があることや、国の定める政令に基づくものであったり、市ではちょっと取扱いが困難ではないかと思われる部分も多数見受けられることから、一旦これは不採択にしてはいかがかなというところで反対でございます。

○委員長（松枝正浩君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。ほかにございませんか。

○委員（有村隆志君）

私は微妙な発言ですけど、どちらかというと、あまりまだまだ市民の皆様がせっかくここに来られて、自分たちの御意見をお話をされたわけなんですけれども、聴いた陳情ではちょっと中身が、今、お話がありましたように、国へ申し上げるもの、市に申し上げるもの、それから、それがまだ決まっていないものであったりと、いろんなものを思いを含めて、陳情を出されていることには本当に敬意を表したいと思います。ただ、その中で、今回分かったことは、執行部も、丁寧に説明を、5番目の研修費のことにあっても、具体的にきちっと説明がありました。そこもちょっとかみ合わない。だから、執行部の話も今回聴く中で、少し前回よりも、ちょっと、今回来られた方のお話を聴いてるのかなというような態度も見えました。なので、私としては、そういう人たちの声を大事にしたいんですけど、ただ、私たちも議会ですので、それが、気持ちだけではなく、やはりそれがルールにのっとっているかということを審査してまい

らなければなりませんので、気持ちで議決したというわけにはまいりませんので、私としては、趣旨採択でもしてくれないかなと思いましたが、ただ、お話をする中では、今後またやってお話をしていきたいということですので、それを御期待申し上げて、今回来られたことに敬意を表してという拍手を送りたいと思いますが、ただ、今後は、今お話がありましたように、執行部との話もしっかりしながら、今回、陳情出させていただくようにということで、そこら辺もちょっとお願いしたいなという気がします。ただ、不採択をやむを得ないのかなという気がします。ただ、ここにおられる方が全員がね、そういう、ただ門前払いしたわけではなくて、何とか聴きたいなという思いだったということを経験して、私のどっちか分からない反対討論、僕は反対討論です。

○委員（藤田直仁君）

私もちょっと反対ということでの意見なんですけれども、もう皆さんが言われているとおりなんだろうけれども、最終的には、やはりここで先に1回もう否決した上で、次のステップに進んでもらうのが一番建設的な方向に進むのではないのかなと思います。それまでの理由は今皆様が言われたように、その解釈の違いであったり、理解度の違いであったりということも多くありましたので、そういう意味でも、ここではもう1回踏ん切りをつけて、次へのステップにつなげていただきたいという気持ちを込めまして、否決でいいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようなので、討論を終わります。採決します。陳情第6号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者ゼロであります。したがって、全会一致で、陳情第6号については、不採択とすべきと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（松枝正浩君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

先ほどの陳情第6号なんですけど、不採択とすべきものということで委員会としての結論を出したわけなんですけれども、やはり、執行部の側との協議というのが、意思疎通というのがうまくいっていないことも原因の一つなのかなというふうに感じるところですので、できる限り明確に分かりやすく事業がやっていけるように、執行部の側も歩み寄りをしていただきたいということを申し上げたいということ。それから本委員会のほうでも、趣旨は分かりますという、皆さん、思い自体は分かりますということもございしますが、ほかの事業者の方々にも影響があり、子どもたちの安全にも関係する項目も含まれておりますので、また引き続き、勉強

しながら改善していけたらなというふうに思います。

○委員（有村隆志君）

今回、来られた陳情者の方々が、やはり今もお話がありましたが、しっかりと相談体制ができるような体制を、執行部としても、1週間前にどきっと書類をくれるのではなくて、ちょっと余裕を置いて説明ができるような、そして相談ができるような、そういう体制もつくっていただきたいということを申し上げたいと思います。要望しておきます。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

[[「なし」という声あり]]

陳情者の方からは、一括での採択ということもございましたので、それを踏まえての今回の不採択ということであったというふうに確認を。休憩します。

「休憩 午後 3時17分」

「再開 午後 3時17分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。

○委員（山口仁美君）

今回、6項目という数の多い陳情事項がございましたので、一つずつ部分採択を一部採択をしていく方向性も考えたわけなんですけれども、陳情者のほうからまとめたの取扱いというのを希望とされているという意向をお伺いしておりますので、今回、まとめたの採択となりましたこともあわせて報告いただければと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

[[「なし」という声あり]]

よろしいですかね。それでは、今、山口委員、それから有村委員のほうから委員長報告に付け加える点ということでありました。このことを踏まえて報告をしたいと思いますが御異議ありませんか。

[[「異議なし」という声あり]]

じゃ、お諮りします。委員長報告については、ただいまの御意見を集約して報告することとし、文言については委員長に御一任頂けますか。

[[「一任」という声あり]]

それではそのようにいたします。以上で審査を終わります。休憩します。

「休憩 午後 3時19分」

「再開 午後 3時19分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（松枝正浩君）

閉会中の所管事務調査についてですけれども、何か御意見はありませんか。ちょっと休憩します。

「休 憩 午後 3時20分」

「再 開 午後 3時23分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

以前に話題に出ました学校のICT環境についてということで、これは特に先進的な取組等をしている、頑張っている学校があれば、一度現状を確認したいということと、それから学校の特別支援教室が狭いというようなお話も出てきているので、これも現状が分かるころがあれば確認に行ってもいいのではないかと思いますので、所管事項についてということよろしいのではないかと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは今、山口委員のほうからありました、ICTの関係と特別支援学級の件及び文教厚生常任委員会の所管事項についてということで提出したいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。以上で、閉会中の所管事務調査について終わります。休憩いたします。

「休 憩 午後 3時25分」

「再 開 午後 3時25分」

○委員長（松枝正浩君）

再開します。

△ その他

○委員長（松枝正浩君）

その他になりますけれども、ほかに何かございせんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、本日の日程は全て終了しました。これで、文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 3時26分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

松枝 正浩